

小千谷市の環境

－令和4年度の現状－



山本山菜の花畑（令和4年5月7日）

新潟県小千谷市

目 次

第1章 小千谷市の概要

| | |
|-----------------|---|
| 第1節 市の位置・面積 | 1 |
| 第2節 気象 | 1 |
| 第3節 産業構造 | 2 |
| 第4節 都市計画用途地域別面積 | 2 |
| 第5節 人口 | 3 |

第2章 小千谷市環境基本計画の概要及び進行管理

| | |
|-------------------|---|
| 第1節 小千谷市環境基本計画の概要 | 4 |
| 第2節 計画の進行管理 | 4 |

第3章 環境の現状と環境基本計画に基づく取組の実施状況

第1節 豊かな自然を守り、育てていく

| | |
|---------------|----|
| 1 森林の保全 | 5 |
| 2 農地の保全・活用 | 8 |
| 3 水辺環境の保全 | 13 |
| 4 水資源の保全 | 15 |
| 5 生態系の保全 | 17 |
| 6 自然とのふれあいの推進 | 19 |

第2節 快適な生活環境を維持し、循環型社会を目指していく

| | |
|-----------------------|----|
| 1 暮らしやすく個性あるまちづくりの推進 | 21 |
| 2 公害のないまちづくりの推進 | 26 |
| 3 廃棄物の適正処理と資源の循環利用の推進 | 40 |

第3節 地球環境保全を意識し、行動していく

| | |
|----------------------------|----|
| 1 地球環境問題への対応 | 49 |
| 2 省エネルギーの推進と再生可能エネルギー導入の推進 | 51 |

第4節 環境保全のための取組を支える基盤を整えていく

| | |
|--------------------------|----|
| 1 環境情報の共有 | 54 |
| 2 環境教育・環境学習の推進 | 55 |
| 3 地域における環境活動とパートナーシップの推進 | 57 |

資料編

| | |
|--------------|------|
| 1 取組指標 | 資料-1 |
| 2 環境基準 | 資料-4 |
| 3 小千谷市環境基本条例 | 資料-7 |

第1章 小千谷市の概要

第1節 市の位置・面積

| | | | | | | | | | | |
|----|------------------------|----------------------|-----|----|----------|---------------------|----------|----|----|------|
| 面積 | 155.19 km ² | | 広ぼう | 東西 | 17.21 km | 周囲 | 86.10 km | 標高 | 最高 | 581m |
| | | | | 南北 | 20.01 km | | | | 最低 | 27m |
| 位置 | 極東 | 東経 138 度 54 分 (大字塩谷) | | | 極南 | 北緯 37 度 12 分 (大字岩沢) | | | | |
| | 極西 | 東経 138 度 44 分 (真人町) | | | 極北 | 北緯 37 度 23 分 (片貝町) | | | | |

第2節 気象

本市は、多雨多湿の日本海側気候に分類され、市域全域が特別豪雪地帯に指定されていることから、冬季には大量の降雪が見られます。

■気象状況

| 年 | 気温(℃) | | | 降水量(mm) | |
|-----|-------|------|------|---------|-------|
| | 平均 | 最高 | 最低 | 総数 | 日最大量 |
| H28 | 13.4 | 35.0 | -7.0 | 1,888.0 | 45.0 |
| H29 | 12.3 | 35.8 | -4.7 | 2,819.0 | 156.0 |
| H30 | 13.2 | 37.6 | -8.5 | 1,960.0 | 106.5 |
| R 1 | 13.3 | 37.0 | -5.0 | 2,209.0 | 103.0 |
| R 2 | 13.6 | 36.9 | -4.9 | 2,310.5 | 64.0 |
| R 3 | 13.1 | 38.0 | -9.1 | 2,343.5 | 58.5 |
| R 4 | 13.2 | 36.3 | -4.0 | 2,230.5 | 45.0 |

■降雪状況

| 年次 | 総降雪量 (cm) | 最深積雪 (cm) |
|--------|--------------|--------------|
| H28～29 | 402 | 238 |
| H29～30 | 824 | 339 |
| H30～31 | 392 | 187 |
| R 1～ 2 | 93 | 75 |
| R 2～ 3 | 878 | 362 |
| R 3～ 4 | 646 | 314 |
| R 4～ 5 | 541 | 313 |

※観測地 気温、降水量：元中子、総降雪量：消防本部、最深積雪：市内最大観測地点

資料：消防年報

第3節 産業構造

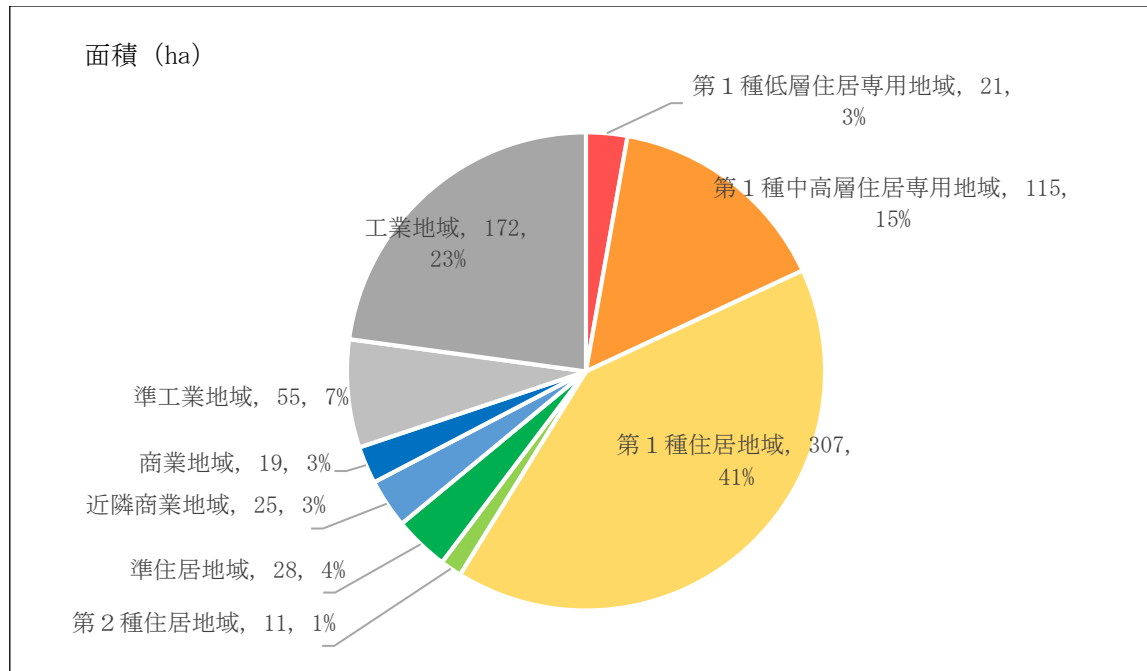
古くから物づくりが盛んな本市は、織物を中心に発展してきましたが、現在は、鉄工電子関連企業が地域経済を支えています。また、良質米の産地でもあり、米菓や清酒など食品加工製品も数多く製造されています。

■産業別従事者数

| 調査実施年 | | H12 | H17 | H22 | H27 | R2 |
|-------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第1次産業 | 従事者数(人) | 1,867 | 1,872 | 1,541 | 1,368 | 1,051 |
| | 構成比(%) | 8.4 | 8.8 | 7.9 | 7.3 | 6.1 |
| 第2次産業 | 従事者数(人) | 9,864 | 8,972 | 7,543 | 7,154 | 6,557 |
| | 構成比(%) | 44.5 | 42.0 | 38.7 | 38.1 | 38.1 |
| 第3次産業 | 従事者数(人) | 10,430 | 10,408 | 10,358 | 10,159 | 9,213 |
| | 構成比(%) | 47.1 | 49.0 | 53.1 | 54.1 | 53.6 |
| その他 | 従事者数(人) | 11 | 38 | 32 | 91 | 381 |
| | 構成比(%) | 0.0 | 0.2 | 0.3 | 0.5 | 2.2 |
| 計 | 従事者数(人) | 22,172 | 21,290 | 19,474 | 18,772 | 17,202 |
| | 構成比(%) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

資料：国勢調査

第4節 都市計画用途地域別面積

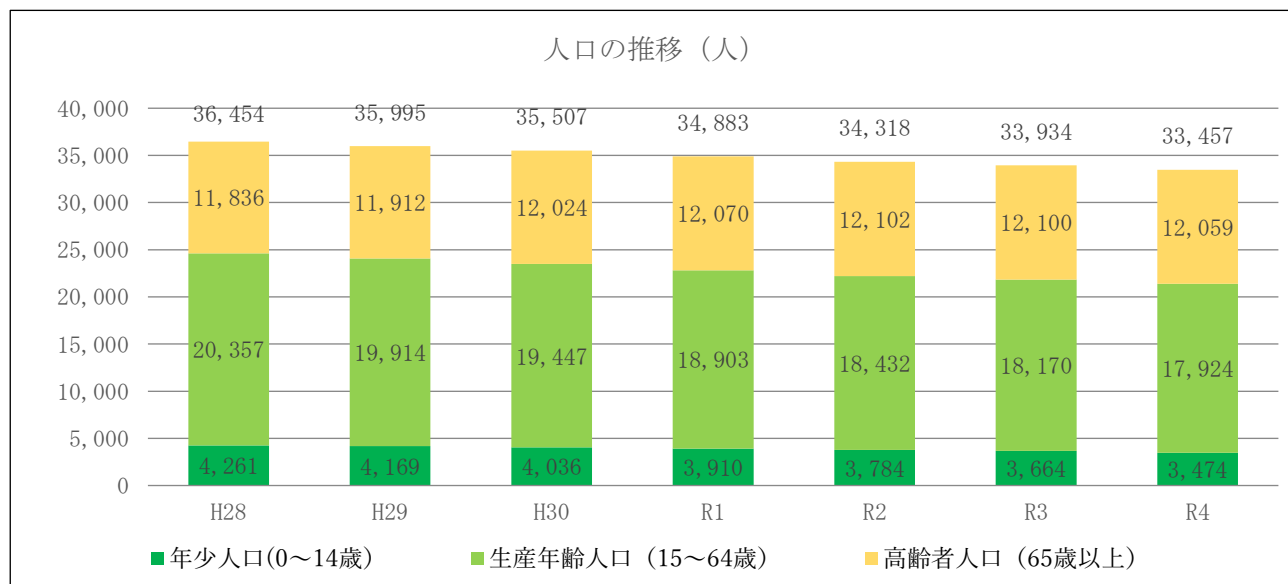


資料：小千谷市統計書（2022年版）

第5節 人口

令和4年度末の人口は33,457人となっており、年々減少しています。第二次小千谷市環境基本計画の計画期間初年度である平成28年末から2,997人減少しています。

また、令和4年度の人口に占める高齢者（65歳以上）は、36.0%を占めており、その割合は年々増加しています。平成28年度と比較すると3.6ポイント増加しています。



資料：環境共生課

第2章 小千谷市環境基本計画の概要及び進行管理

第1節 小千谷市環境基本計画の概要

市では、「人間と自然との共生の下で恵み豊かな環境を将来に伝える」ための基本的な方向を定めるため、平成18年3月に「小千谷市環境基本計画」（計画期間：平成18年度から平成27年度まで）を策定しました。

平成28年3月に「第二次小千谷市環境基本計画」（計画期間：平成28年度から令和7年度まで）を策定し、その後、社会情勢や環境の課題変化に柔軟に対応するため、中間期に当たる令和3年3月に計画の見直しを行い、現在はこの計画に沿って様々な環境施策を進めています。

第2節 計画の進行管理

「小千谷市環境基本計画」に掲げられた施策の推進には、進行管理が極めて重要です。市では、以下のような方法で計画の進行管理を行っています。

（1）環境審議会による進行管理

ア 環境審議会の開催

環境審議会において、「小千谷市環境基本計画」の見直しや「環境に関する年次報告書」などについて審議を行っています。

イ 環境調整会議の開催

市の内部組織である環境調整会議において、「小千谷市環境基本計画」などについて全庁的な総合調整を行っています。

（2）年次報告書の公表

「小千谷市環境基本計画」に基づいて、環境の状況並びに望ましい環境像を実現するための施策の実施状況をまとめた「環境に関する年次報告書」（小千谷市の環境）を毎年作成し、公表しています。

右のコードをスマートフォンなどのカメラで読み取ると、「小千谷市環境基本計画」や過去の年次報告書「小千谷市の環境」を閲覧できます。

＜環境基本計画＞



＜年次報告書＞



第3章 環境の現状と環境基本計画に基づく取組の実施状況

第1節 豊かな自然を守り、育てていく



1 森林の保全

(1) 現状と課題

本市は総面積の約4割を森林が占めています。市内の森林は、ブナ、マツ、コナラを中心とした雑木林、スギの人工林などにより形成されており、これらの森林は身近な生物の生息・生育の場となっています。しかし、林業の担い手の不足等により除間伐などの適正な森林の維持が難しい状況にあります。

きのこなどの特産林産物については、価格の低迷などにより、事業の継続性が危惧されています。

森林には木材の生産機能以外にも、災害の防止、水源のかん養、動植物の生息地、景観形成など多様な公益的機能を有しています。この豊かな森林資源の保全と持続可能な利用の取組が求められています。その重要性を認識し、機能を保持していくための取組が必要となっています。

(2) 施策の取組状況

(ア) 森林の荒廃防止と適切な維持管理（農林課）【資料-1 基本方針 1(1)参照】

森林の持つ水源かん養など公益的機能の維持と適正な管理を目的に、森林組合では間伐作業を行っています。

また、市内の林道（10路線、総延長 33,820m）では、地域の住民が森林を適切に保全するため、林道の維持管理を行っています。市では、この活動に支援を行っています。

■ 森林組合による除間伐等の実施状況（ha）

| 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------------|------|-------|-------|------|------|-----|----|
| 除間伐等面積(ha) | 8.30 | 13.15 | 10.45 | 1.32 | 1.19 | 3.3 | 0 |

資料：農林課

■ 植林の実施状況

| 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|--------|-----|------|-----|------|------|------|------|
| 面積（ha） | 0 | 0.06 | 0 | 0.04 | 0.04 | 0.03 | 0.01 |
| 本数（本） | 0 | 150 | 0 | 100 | 107 | 115 | 25 |

資料：農林課

■ 林道の整備

| 林道の整備実績 | | | |
|---------|------------|-------------|-------------|
| 年度 | 舗装工事 | 維持修繕 工 事 | 災害復旧 工 事 |
| H28 | 1 件 L=34m | 4 件 | 2 件 |
| H29 | 0 件 | 6 件 | 27 件 |
| H30 | 0 件 | 5 件 | 5 件 |
| R 1 | 1 件 L=150m | 6 件 | 2 件 |
| R 2 | 1 件 L=153m | 6 件 | 2 件 |
| R 3 | 1 件 L=150m | 10 件 | 5 件 |
| R 4 | 1 件 L=200m | 16 件 | 0 件 |

| 林道の整備状況 | | | |
|---------|--------|-------|--------|
| 路線名 | 延長 (m) | 路線名 | 延長 (m) |
| 川井 | 4,754 | 山田 | 1,910 |
| 蕨生木津 | 3,857 | 池ノ平 | 981 |
| 岩沢 | 6,053 | 真人北 | 2,920 |
| 金倉 | 4,212 | 市ノ沢 | 2,390 |
| 郡殿 | 3,398 | | |
| 内ヶ巻 | 3,345 | | |
| 合計 | | 10 路線 | 33,820 |

資料：農林課

(イ) 森林環境譲与税の活用による森林の適正管理（農林課）

林道の整備により、森林保全を効率的に実施する環境の整備を進めています。

令和4年度 林道舗装工事 1件
林道修繕工事 16件

(ウ) 特用林産物の生産支援（農林課）【資料-1 基本方針1(1)イ参照】

えのきたけの栽培が行われています。

➤ 令和4年度 特用林産物の生産量 256.3t

(エ) 新潟県産木材の活用（農林課、建設課）

市有施設での木材需要がないことから、利用が進んでいない状況です。

➤ 令和4年度 実績なし

(オ) 無秩序な開発などによる森林消失（農林課、環境共生課）【資料-1 基本方針1(1)エ参照】

森林の伐採や林地開発などについて、森林法等に基づき審査・指導を行うとともに残地森林協定を結ぶなど、森林の消失防止に取り組んでいます。

➤ 令和4年度 森林所有者届出 10件 3.15ha
伐採及び伐採後の造林の届出 10件 18.88ha

また、新潟県自然環境保全条例に基づく風致地区や自然環境保全地域などに指定されていない地区において、自然環境を破壊する恐れのある大規模開発行為を行う者に、新潟県自然環境保全条例第26条により届出を義務付け、指導を行っています。

➤ 令和4年度 該当なし

(カ) 『にいがた「緑」の百年物語』県民運動への支援（農林課）

植樹を希望する町内会や学校、団体等に、桜などの苗木を配布しています。

➤ 令和4年度 3団体に苗木を25本配布、植樹活動参加人数 41人

(キ) 森林の持つ公益的機能の普及啓発（農林課）【資料-1 基本方針 1(1)カ参照】

家庭、職場などでの「緑の羽根」募金活動を通して、森林の持つ公益的機能の普及啓発を行っています。

(ク) 国土調査事業の推進（建設課）【資料-1 基本方針 1(1)キ参照】

適切な森林管理を行うためには、土地の所有者の把握が必要です。

➤ 令和4年度 国土調査実施地域 西小千谷・城川地域 国土調査進捗率：26.8%

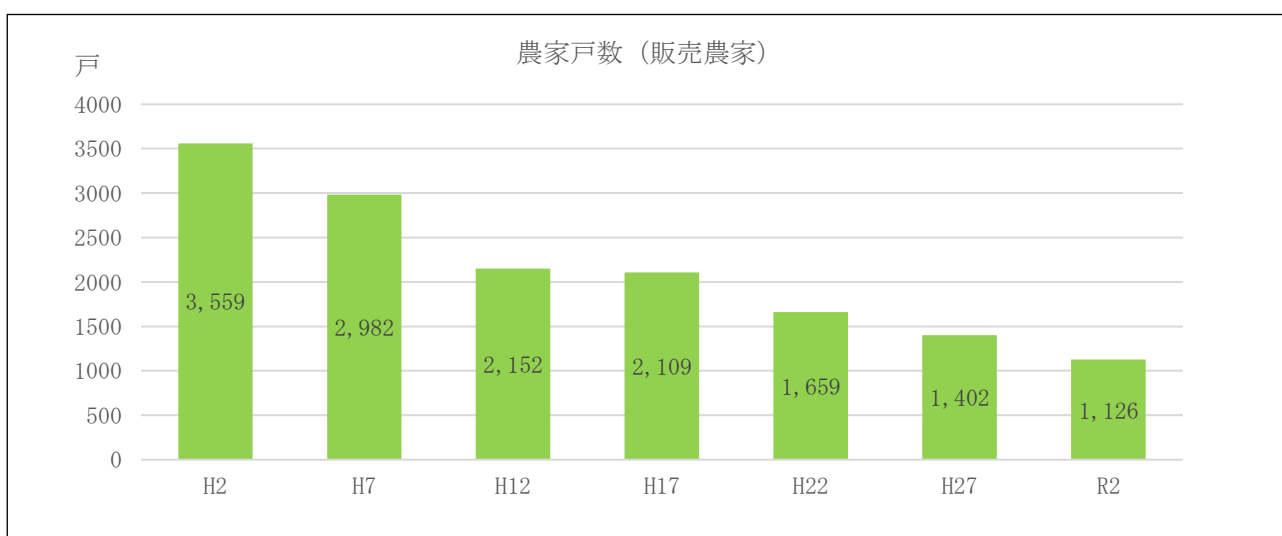
2 農地の保全・活用

（1）現状と課題

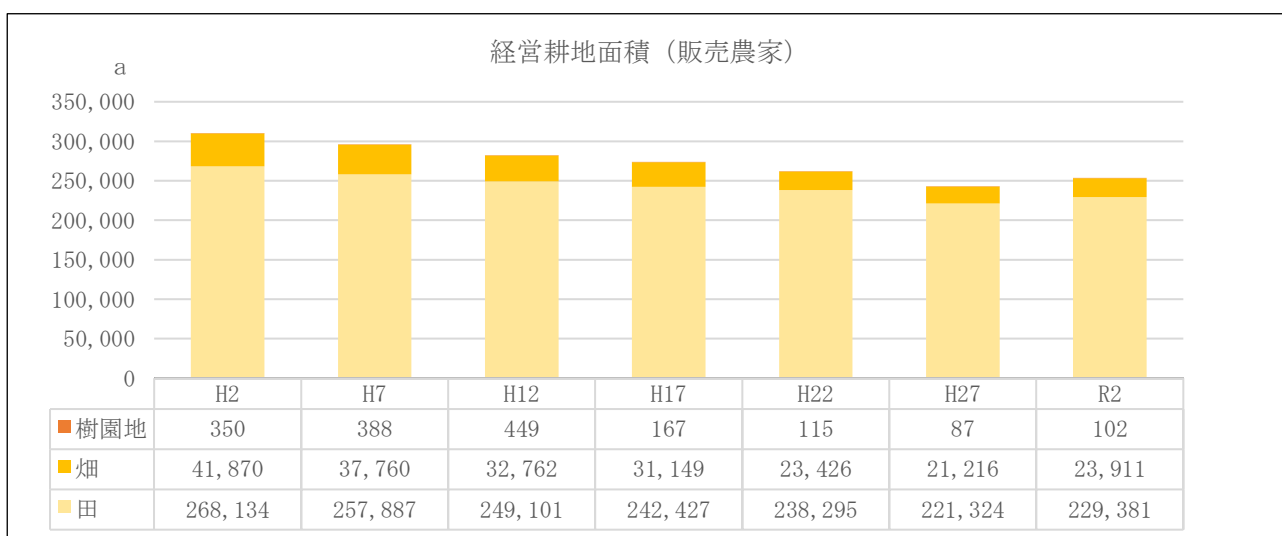
本市の農地は大半が水田で、全体の約90%を占めています。これらの田は、豊かな田園風景を創り出すとともに、多様な生物の生息地、治水防災機能など、多面的な機能を有しています。こうした農地が持つ様々な機能を維持・保全するため、農地を適正に管理する取組が必要です。

農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農家戸数と経営耕地面積は減少し続けていました。令和2年農林業センサスによると、農家戸数は減少していますが、担い手となる経営体への集積・集約化が進み、経営耕地面積は増加に転じました。

農地は作物の生産基盤としての役割のほか、森林と同様に生態系の維持や気候調整機能など多様な機能を有しています。こうした機能を維持するため、将来に渡り農地を保全していくことが必要です。



資料：農林業センサス



資料：農林業センサス

（2）施策の取組状況

（ア）農地の維持と耕作放棄地の拡大防止（農林課）【資料-1 基本方針1(2)ア、イ参照】

中山間地域直接支払事業により、令和4年度は農業生産条件の不利益な中山間地域等の11の活動組織を支援しました。

活動組織は、集落等を単位に、耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動などの農業生産活動のほか、中山間地域等における多面的機能を維持・増進する活動に取り組んでいます。

多面的機能支払交付金事業により、令和4年度は7つの活動組織を支援しました。

活動組織は、農業者等が共同で取り組む農道や水路の維持管理活動のほか、生物多様性の保全や地球温暖化防止に効果の高い営農活動を展開し、多面的機能の発揮の促進を目的とする活動に取り組んでいます。

また、荒廃農地の現地確認調査結果を基に、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による地域・集落における今後の農地利用に係る話し合いの促進や基盤整備の効果的な活用等による荒廃農地の発生防止・解消に努めています。こうした取組により、荒廃農地（耕作放棄地）は減少しています。

※資料-1 取組指標の耕作放棄地は荒廃農地のA分類の面積を使用しています。（P11参照）

■中山間地域直接支払事業の取組状況

| 年 度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 協定集落数 | 29 | 13 | 12 | 12 | 11 | 11 | 11 |
| 補助金(千円) | 74,952 | 90,195 | 93,724 | 103,051 | 124,162 | 132,525 | 140,601 |

資料：農林課

■多面的機能支払交付金事業の取組状況

| 年 度 | | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 活動組織数 | 農地維持 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| | 資源向上 (共同活動) | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| | 資源向上 (長寿命化) | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 補助金(千円) | | 101,504 | 126,097 | 128,007 | 153,119 | 150,507 | 155,881 | 152,335 |

資料：農林課

■荒廃農地面積の推移

(単位：ha)

| 年 度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|
| 荒廃農地面積 | 38.1 | 38.1 | 20.5 | 16.7 | 15.4 | 18.7 | 11.7 |
| A分類 | 22.3 | 22.3 | 17.1 | 14.9 | 13.8 | 11.9 | 3.6 |
| B分類 | 15.7 | 15.7 | 3.4 | 1.8 | 1.6 | 6.8 | 8.1 |

※端数の関係で合計は一致しない場合があります。

資料：農業委員会

※A分類（再生利用が可能な荒廃農地）：伐根、整地、区画整理、客土等によって再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地。

※B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）：森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地。

(イ) 効率的な農地利用の促進（農林課）

令和4年度は8地区の農地環境整備事業などの基盤整備を支援しました。

これらの事業実施地区では、環境との調和に配慮しつつ、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進、その他の農業生産の基盤の整備に取り組んでいます。

■令和4年度 ほ場整備事業の状況（県営事業）

| 地区名 | 受益面積 | 事業内容 |
|----------|---------|------|
| 上片貝地区 | 17ヘクタール | 換地 |
| 山本地区 | 15ヘクタール | 区画整理 |
| 若栃地区 | 16ヘクタール | 区画整理 |
| 塩殿地区 | 14ヘクタール | 区画整理 |
| 前島宮島地区 | 18ヘクタール | 区画整理 |
| 真人北部若栃地区 | 20ヘクタール | 区画整理 |
| 芋坂時之島地区 | 15ヘクタール | 区画整理 |
| 栗山地区 | 30ヘクタール | 区画整理 |

資料：農林課

(ウ) 環境保全型農業の推進（農林課）【資料-1 基本方針1(2)ウ参照】

環境保全型農業を促進するため、使用する農薬や化学肥料の使用量など適正・適量散布の情報提供を行っています。

さらに、市堆肥センターでは市内畜産農家から発生する畜糞にキノコ廃床、もみガラ、食品残渣を加えて堆肥化を行い、廃棄物の適正処理と再資源化を図るとともに、減農薬や有機肥料栽培の拡大に向け、同センターで生産する有機肥料の活用を進めています。

また、市では県やJAと連携して化学肥料・化学農薬の使用を低減した作物栽培を推進しています。

■特別栽培農産物認定制度の生産者登録者数

（単位：人）

※令和2年度までは新潟県の認定制度の生産者登録者数、令和3年度からはJAの認定制度の生産者登録者数

| 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 生産者登録者数 | 557 | 598 | 589 | 588 | 504 | 887 | 869 |

資料：農林課

(エ) 水田のフル活用による支援（農林課）

水田活用の直接支払交付金等の活用により、水田での主食用米以外の米や他農産物の生産を支援しています。

- 令和4年度 406ha

(オ) 地元農産物利用の推進（農林課）

学校の給食において、小千谷の地元産農産物を積極的に使用しています。

- 令和4年度 40.6%（食品使用数ベース）

(カ) 地産地消の推進（農林課）

共同直売所やスーパー等での地元農産物の販売促進により地産地消を推進しています。

(キ) 農薬や化学肥料の適正使用の啓発（農林課）

使用する農薬や化学肥料の使用量など適正・適量散布について、啓発を行っています。

(ク) 農地の持つ公益的機能の普及啓発（農林課）【参考資料-1 基本方針1(2)エ,オ,カ,サ参照】

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など、農地の持つ公益的機能の発揮について、多面的機能支払交付金事業に取り組む活動組織とともに普及・定着に取り組んでいます。

(ケ) 市民農園などを活用した農業とふれあえる機会の創出(にぎわい交流課)

【資料-1 基本方針1(2)キ参照】

平成19年に開設した「おぢやクラインガルテンふれあいの里」では、市外の人に貸し出す「ラウベ」と呼ばれる簡易宿泊施設付きの滞在型農園と、主に小千谷市民に貸し出す日帰り型農園（市民農園）が整備されています。

滞在型農園では、自分の家のように長期滞在しながら農園での農業体験やイベントを通じて田舎暮らしを満喫できます。日帰り型農園では、気軽に農作業をしたい方を対象に、野菜や花を栽培する農地を貸し出し、農業とふれあえる機会を創出しています。

※クラインガルテンとは、ドイツ語で「小さな庭」を意味し、農業体験ができる滞在型農園を指します。

■おぢやクラインガルテンふれあいの里利用状況

| 年 度 | 日帰り型農園 | | 滞在型農園 | |
|-----|--------|---------|-------|---------|
| | 区画数 | 利用者数（人） | 区画数 | 利用者数（人） |
| H28 | 44 | 1,419 | 29 | 6,447 |
| H29 | 46 | 1,176 | 28 | 5,752 |
| H30 | 39 | 1,118 | 25 | 5,874 |
| R 1 | 41 | 1,041 | 22 | 5,599 |
| R 2 | 37 | 938 | 30 | 7,571 |
| R 3 | 42 | 1,117 | 30 | 6,532 |
| R 4 | 41 | 1,044 | 30 | 6,399 |

資料：にぎわい交流課

■おぢやラインガルテンふれあいの里の農業体験の様子



5月30日 夏野菜コース



10月31日 秋野菜コース

(コ) 農業体験イベントや都市での特産物販売などの機会の創出(にぎわい交流課)

【資料-1 基本方針1(2)参照】

市民農園を通じて農業を体験するイベントや都市での特産品販売などの機会を創出しました。

■農業体験イベント等の開催状況

| | | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|--------------|--------|------|------|------|------|-----|------|------|
| 農業体験 イベント | 開催回数 | 26回 | 24回 | 17回 | 19回 | 24回 | 20回 | 18回 |
| | 参加延べ人数 | 191人 | 159人 | 158人 | 177人 | 97人 | 142人 | 276人 |
| 小千谷物産展 | 開催回数 | 84回 | 81回 | 60回 | 19回 | 0回 | 7回 | 26回 |

資料：にぎわい交流課

3 水辺環境の保全

（1）現状と課題

本市は市内の中心を流れる信濃川や中小河川、池沼など豊かな水辺に恵まれています。これらの河川・池沼は、農業用水、上水道水の取水のみならず、つりなどのアウトドアレジャーの場として親しまれている一方、水鳥や植物など水生生物の生息・生育空間ともなっています。

山地には新潟県自然環境保全地域に指定されている「郡殿の池」と「男池」があり、湿原性植物や昆虫類の生息・生育の場となっています。

これらの水辺の豊かな自然体系を維持し、市民が水辺に親しめるよう、市民、事業者、市が連携・協働した水辺の自然環境保全の取組が必要です。



郡殿の池



五辺の水辺

（2）施策の取組状況

（ア）信濃川の河川環境の保全（建設課）【資料-1 基本方針 1(3)イ参照】

毎年、妙見堰下流左岸において清掃活動（信濃川クリーン作戦）を行い、信濃川の環境の保全に取り組んでいますが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

また、国が実施する河川清掃活動で回収された廃棄物の処理を支援しています。

（イ）自然環境に配慮した河川整備（建設課）【資料-1 基本方針 1(3)ア参照】

河川を整備する際は、多自然型水路など自然環境に配慮した整備に努めています。

➤ 令和4年度末の多自然型水路の整備済み延長は、2,835mとなっています。

（ウ）県自然環境保全地域の保全（にぎわい交流課）

小千谷市には、郡殿の池、男池の2つの県自然環境保全地域があります。この地域では、土地の改変、木竹の伐採などの開発行為が規制されています。

郡殿の池は、「郡殿の池保存会」が中心となり保全地域周辺の管理などの保全活動を行っています。

（エ）水辺環境の維持（建設課、環境共生課）

市では、地域住民と連携し水辺のポイ捨てごみの回収、草刈などの管理を行うとともに、不法投棄の未然防止のため河川パトロールを実施しています。

(オ) 身近な河川とふれあい、親しめる環境の創出（建設課、環境共生課）

茶郷川周辺の住民らでつくる茶郷川環境整備協議会と連携し、河川美化活動や河川沿いに花壇の整備等を行い、ふれあいの場として親しめる環境を創出しています。

(カ) 自然観察地としての水辺の活用と維持（建設課、にぎわい交流課）

五辺の水辺は、妙見堰の建設とともに信濃川左岸に生まれました。その水辺の豊かな自然生態系の維持や水辺空間の適切な利用のために、平成14年度に地区住民、関係団体、有識者、行政が共同で「五辺の水辺利用観察協議会」を設立しました。

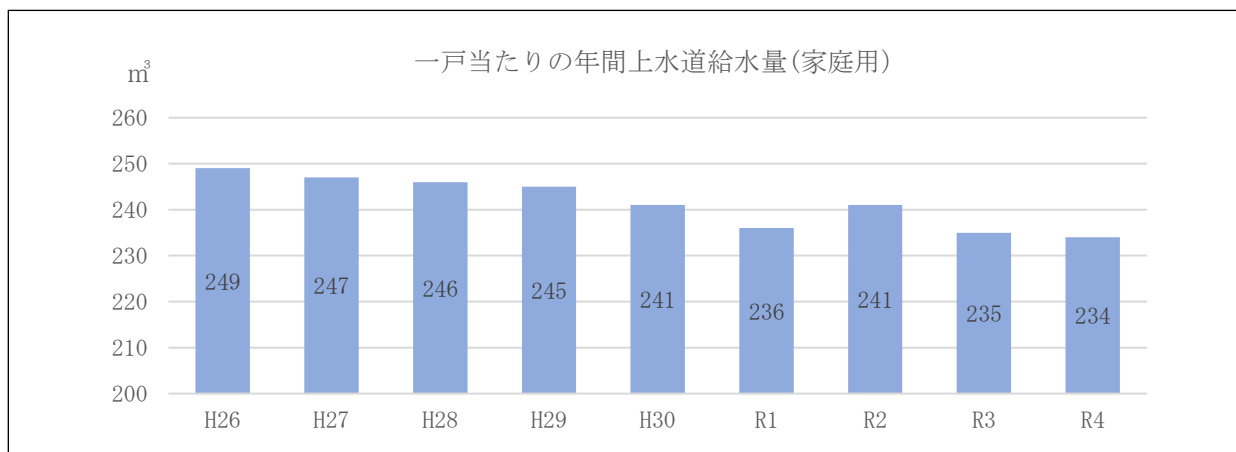
協議会では、これまで自然環境のモニタリング、水辺管理方法の検討や利用のルールづくりとマナーに関する啓発に取り組んできましたが、五辺の水辺の整備が進んだことにより現在は活動を休止しています。

4 水資源の保全

（1）現状と課題

本市は上水道の大半を信濃川から取水しています。また、地下水を消雪パイプ等に活用しています。水資源は私たちの生活に欠かせない貴重なものであり、限りある資源として再認識し、水循環を健全な状態で維持していくことが必要です。

令和4年度の家庭用上水道の1戸当たりの使用量は、前年度より1 m³減少して234 m³でした。

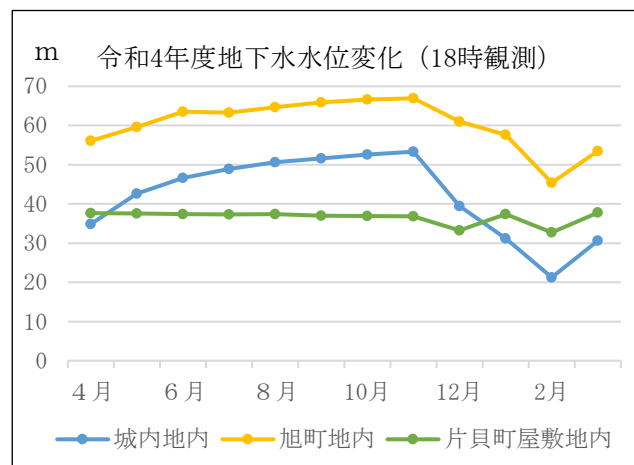
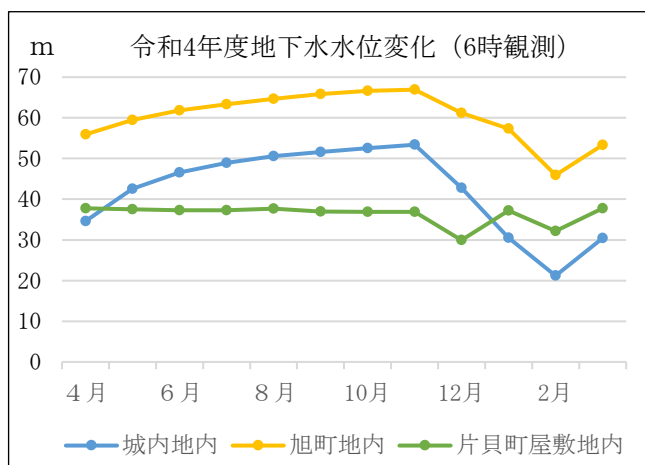


資料：ガス水道局

（2）施策の取組状況

（ア）水資源有効利用と節水の情報提供（環境共生課、ガス水道局）【資料-1 基本方針1(4)参照】

- ・市内3か所で地下水位の調査を行っています。
- ・冬期間は消雪パイプ等による地下水の汲み上げにより地下水位が下がる傾向がありますが、その後回復しています。
- ・水道水や消雪パイプの水資源有効利用の取組や節水に関する情報提供を行っています。



資料：環境共生課

（イ）消雪パイプの節水型設備設置の取組（建設課）

古くなった消雪パイプを新しいものと入れ替える「リフレッシュ事業」に取り組み、消雪パイプの機能回復と消雪用水の効率的な運用に努めています。

(ウ) 老朽化した水道管更新による漏水の防止（ガス水道局）

貴重な水道水の確保のため、老朽化した水道管を計画的に更新しています。

(エ) 油流出事故防止の啓発（環境共生課）【資料-1 基本方針 1(4) 参照】

公共用水域への油流出事故による生活環境への影響の未然防止のため、油流出事故防止の啓発に取り組んでいます。

➤ 令和4年度 広報への掲載や町内会に回覧文書の配布による周知・啓発を行いました。

5 生態系の保全

（1）現状と課題

山本山周辺と朝日山、金倉山周辺は「長岡東山山本山県立自然公園」に指定されており、豊かで多様な自然に恵まれています。特に山本山は、渡り鳥の中継地点として多くの野鳥が飛来します。市の中心を流れる大河「信濃川」の流域でも多くの鳥類を見ることができます。

山地にはブナ、コナラ、カタクリ、トキワイカリソウなど1,000種類近い植物や多彩な動物の存在が確認されています。また、市内には新潟県自然環境保全地域に指定されている「郡殿の池」や「男池」があり、各種の湿原植生が分布するほか昆虫類の生息も豊富で、優れた自然環境が維持されています。これからも多様な生態系が維持されるよう、適切な保護を行っていくことが必要です。

近年は本市でもツキノワグマやイノシシ、カモシカを目撃が増えています。人身被害や農作物被害等への防止対策を行うことが必要です。高齢化等による狩猟者の減少に伴い有害鳥獣捕獲の担い手が減少しないように、鳥獣被害対策の体制づくりや、管理を担う人材の確保・育成が必要です。

（2）施策の取組状況

（ア）自然環境調査の実施（にぎわい交流課、環境共生課）【資料-1 基本方針1(5)ア参照】

山本山は猛禽類の渡りを観察する絶好のポイントとなっています。毎年9月に「ワシ・タカの渡り観察会」が開催されています。

また、県では自然環境保護員が巡回し、山本山や金倉山等の県立公園や指定地域内の自然環境保持と状況把握や、鳥獣保護管理員による鳥獣保護区の管理や有害鳥獣に関する調査を行っています。一方、トンボやカエルなどの生き物調査については、農村地域の農業用水路や水田において実施していますが、それ以外の地域では実施していません。

（イ）外来種に関する啓発活動（環境共生課）【資料-1 基本方針1(5)イ参照】

生態系や人の生命・身体等に大きな被害をもたらしている又は恐れのある外来種に対する認識の向上を図り、生物多様性を保全するため、公共施設にポスターを掲示し啓発を行います。

（ウ）貴重な動植物の保護と保全（にぎわい交流課、環境共生課）

県の自然環境保全地域に指定されている郡殿の池では、「郡殿の池保存会」が保全に取り組んでいます。

（エ）農薬や化学肥料の適正使用の指導（農林課）

動植物の生息・生育環境への配慮を高めるため、農薬や化学肥料の適正な使用の指導を行っています。

（オ）自然の生態系に配慮した土地利用と開発事業の適正指導（建設課）

開発による生態系への影響を最小限に抑えるため、森林法や新潟県自然環境保全条例等により指導を行っています。

(カ) 狩猟を行う担い手の確保・育成（環境共生課、農林課）

新潟県猟友会が計画しているライフル射撃場整備への支援や狩猟に関する研修会を関係団体や地域の農業者に対して案内するなど、担い手の確保・育成に努めています。

○その他

・有害鳥獣（農林課、環境共生課）

市では、タヌキなどの有害鳥獣による農業被害が発生していることから、関係機関と連携し、これらの有害鳥獣の捕獲等を行っています。令和4年度はハクビシンの駆除件数が増えています。

県では自然環境保護員が巡回し、山本山や金倉山等の県立公園や指定地域内の自然環境保持と状況把握や、鳥獣保護管理員による鳥獣保護区の管理や有害鳥獣に関する調査を行っています。

【再掲(ア)自然環境調査の実施】

■農作物被害金額（単位：千円）

| 区分 | 種類 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|----|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-------|
| 鳥類 | スズメ | 707 | 57 | 63 | 126 | 180 | 478 | |
| | カラス | 190 | 85 | 91 | 76 | 240 | 34 | 15 |
| 獣類 | シカ | | | | | | 5 | |
| | タヌキ | 30 | 33 | 103 | 53 | 161 | 57 | 13 |
| | ハクビシン | 20 | 60 | 116 | 26 | 87 | 80 | 6 |
| | イノシシ | | 206 | 19 | 389 | 1,784 | 441 | 1,213 |

資料：農林課

■有害鳥獣駆除数（単位：件）

| 区分 | 種類 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|----|--------|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 鳥類 | カラス類 | 60 | 55 | 71 | 53 | 49 | 23 | 22 |
| | カモ類 | | | | 6 | 1 | | |
| | サギ類 | | | | | | 7 | 5 |
| | カワウ | | | | | | | 2 |
| 獣類 | タヌキ | 5 | 1 | 5 | 9 | | 2 | 3 |
| | テン | 1 | | 2 | 1 | | | |
| | ハクビシン | 2 | 6 | 1 | 7 | 2 | 5 | 12 |
| | イノシシ | | | | | 6 | 12 | 5 |
| | ツキノワグマ | 1 | | | | 2 | 1 | 1 |

(参考) 令和4年度の目撃・痕跡確認件数：イノシシ6件、ツキノワグマ26件

資料：環境共生課

6 自然とのふれあいの推進

（1）現状と課題

本市には、船岡公園や五辺の水辺、山本山など身近に恵まれた自然環境があり、市民の憩いの場となっています。特に山本山は県立自然公園に指定されていて、渡り鳥の中継地となっており、多くの野鳥を見ることが出来る絶好のポイントとなっています。

山本山の農用地の一部で菜の花畑とひまわり畑を、毎年交互に整備しており、多くの方が訪れる憩いの場所となっています。

遊歩道などのある時水城跡や蕨生城跡は、市の指定文化財であり、文化財としての遺構の保存と自然とのふれあいの場所としての両立を図っていくことが必要です。

自然とふれあえる場を維持するため、今後も地域住民との連携による保全体制を継続していくとともに、各種の自然観察会などのソフト面の充実を図っていくことが必要です。

（2）施策の取組状況

（ア）市民が身近に自然とふれあえる場の整備、保全（にぎわい交流課、建設課、農林課）

【資料-1 基本方針1(6)ア,イ参照】

■遊歩道の整備状況（令和4年度末）

| | 名称等 |
|----|------------|
| 1 | 朝日山遊歩道 |
| 2 | 金倉山遊歩道 |
| 3 | 片貝遊歩道 |
| 4 | 蕨生遊歩道 |
| 5 | 山本山高原へのみち |
| 6 | 西山遊歩道 |
| 7 | 城内ポケットパーク |
| 8 | 千谷工業団地公園通り |
| 9 | ふれあいの里遊歩道 |
| 10 | 日吉遊歩道 |
| 11 | 栄町ポケットパーク |

■自然とのふれあいの場整備状況（令和4年度末）

| | 名称等 |
|---|---------------|
| 1 | 船岡公園・あやめ園・蛍の里 |
| 2 | 山本山・クラインガルテン |
| 3 | 朝日山 |
| 4 | 五辺の水辺 |
| 5 | 郡殿の池 |
| 6 | 男池 |
| 7 | 金倉山 |
| 8 | 小栗山・みまもり岩 |
| 9 | ばば清水 |

資料：にぎわい交流課、建設課、農林課

（イ）自然とふれあう機会の創出（文化スポーツ課、教育・保育課、環境共生課）

【資料-1 基本方針1(6)イ参照】

津南町から小千谷市までのコースや家族で参加できるコースなど新緑の美しい河岸段丘を歩く「信濃川河岸段丘ウォーク」を毎年、開催しています。

令和4年度は、5コースに約1,300人が参加しました。

（ウ）文化財の史跡の保存と活用の機会の創出（にぎわい交流課）

自然、歴史、文化等の地域資源にふれる機会を創出するため、文化財を適正に管理し、市民

に公開している所有者へ支援を行っています。

- 令和4年度 指定文化財を管理・公開している所有者に支援を行っています。
- 令和4年度 文化財関係団体と協働し、公開・活用等を実施しました。（関連 P22(イ)文化財指定と保存・活用）



小千谷闘牛場における市民オペラ公演



前島遺跡における発掘調査説明会

(エ) 山本山の農用地の管理（農林課）

山本山の農用地の一部で、多くの方が自然や景観にふれあい、楽しむことができるよう、ひまわりと菜の花を1年ごとに開花させて管理をしています。

- 令和4年度は、約1.5haの敷地に「菜の花」が満開になり、多くの方が訪れました。



5月7日 山本山菜の花畑

第2節 快適な生活環境を維持し、循環型社会を目指していく



1 暮らしやすく個性あるまちづくりの推進

(1) 現状と課題

○歴史・文化とまちづくり

本市には、牛の角突きや小千谷縮、錦鯉の養殖といった自然とふれあい、自然を巧みに利用しながら培われてきた伝統文化や産業が数多く継承され、市民の誇りとなっています。この歴史的・文化的資源の価値を認識し、適切な保存や活用を図ることが必要です。

○緑地・公園

市内には、市民の憩いの場やレクリエーション空間として都市公園などが整備されています。公園や緑地の整備を進め、市民が公園を身近な存在として認識できるように努める必要があります。

○雪との共生

本市は豪雪地帯に位置しています。雪には除雪作業や行動の自由が制限されるなどマイナス面もありますが、雪景色や春の訪れによるこびなど、雪国ならではのすばらしさや、小千谷縮のような雪との関わりの中で育まれてきた伝統産業もあります。今後は新たな雪の活用方法を研究し、雪への親しみと魅力を感じられる取組を行うことが必要です。

(2) 施策の取組状況

(ア)文化財の調査・保存（にぎわい交流課）

開発に伴う遺跡の破壊や文化財の散逸を防止し、地域の歴史と文化を守るための調査、保存に取り組んでいます。

(イ)文化財指定と保存・活用（にぎわい交流課）【資料-2 基本方針 2(1)ア参照】

歴史的建造物の調査結果を基に、文化財の指定と保存・活用に取り組んでいます。

■小千谷市の文化財（国指定、国登録）

| | 文化財名称 | 文化財指定日 |
|-----|--------------------|---------------|
| 国指定 | 魚沼神社阿弥陀堂 | 1906年 4月 14日 |
| | 木造愛染明王坐像 | 1935年 4月 30日 |
| 国登録 | 割烹東忠本館、別館、上の蔵 | 2015年 11月 17日 |
| | 慈眼寺山門 | 2015年 11月 17日 |
| | おっこの木 | 2016年 8月 1日 |
| | 潮音寺観音堂、山門 | 2018年 3月 27日 |
| | 旧西脇家住宅主屋、旧西脇家住宅離座敷 | 2019年 12月 5日 |
| | 習静菴茶室、習静菴（旧三星屋）土蔵 | 2022年 10月 31日 |

(ウ) 歴史的資源や文化的資源の保存・復元（にぎわい交流課）【資料-2 基本方針 2(1)イ,ウ参照】

小千谷市内の指定文化財は、ユネスコ（国連教育科学文化機関）の無形文化遺産として登録された「小千谷縮・越後上布」のほか48件が指定されています。市では、これらの指定文化財をはじめとする自然、歴史、文化等の地域資源の保存・復元に努めています。

■小千谷市内の指定文化財（抜粋）

| 史跡 | | 天然記念物 |
|------------|------------------------|--------------|
| 葎生城跡（葎生） | 朝陽館・耕読堂諸先生の墓碑 （片貝町） | カモシカ（市内） |
| 時水城跡（時水） | | 郡殿の池（東吉谷） |
| 内ヶ巻城跡（川井） | 岩村・河井会見の処（平成） | 大崩水芭蕉群生地（岩沢） |
| 函山城跡（岩沢） | 高梨城本丸跡（高梨町） | 不動寺桂林（岩沢） |
| 朝日山古戦場（浦柄） | 百塚（三仏生） | 仙竜神社の大杉（塩谷） |
| 清水上遺跡（三仏生） | 真人城跡（真人町） | 沢山神社の大杉（塩殿） |
| 大平遺跡（真人町） | お満ヶ池（山谷） | |

資料：にぎわい交流課

(エ) まち並みとの調和に配慮した市有施設の建設（建設課）

市有施設の建設に際しては、華美な色彩は避け、周囲の美観に馴染むような色調を使用し、周辺のまち並みと調和がとれるよう配慮します。

(オ) 環境美化意識の高揚のための啓発（環境共生課）【資料-2 基本方針 2(1)オ参照】

地域の美化向上と市民の環境美化意識の向上を図るため、毎年、4月と5月の最終日曜日を「ごみゼロの日」（市内一斉清掃行動日）とし、市内一斉清掃に取り組んでいます。

町内会や子供会、老人会などが、地域の道路や公園などに散乱しているあき缶などの回収や道路側溝・下水溝・河川の清掃などを自主的に行っています。

- 令和4年度の「ごみゼロの日」活動団体数は65団体で、参加者は5,874人でした。地域の美化向上のため、多くの市民の方から自主的、積極的に活動していただけるよう継続して啓発に取り組めます。

■「ごみゼロの日」活動状況

| 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 参加町内数 | 52 | 63 | 66 | 59 | 49 | 71 | 65 |
| 参加人数(人) | 5,851 | 6,638 | 6,637 | 4,959 | 4,610 | 6,074 | 5,874 |
| 回収量(kg) | 12,900 | 18,550 | 17,800 | 15,990 | 12,610 | 18,520 | 16,150 |

資料：環境共生課

(カ) 身近な公園や緑地の整備（建設課、農林課、防災安全課、教育・保育課）

【資料-2 基本方針 2(1)カ,キ,ク,ケ,コ参照】

多くの市民が利用する公園は、憩いや交流の場など多様な機能を有しており、快適な都市空間の創出に重要な役割を担っています。

市内には、都市公園など22公園が整備されており、利用しやすく魅力のある公園を目指し、市民との協働による公園緑地の適切な維持管理を行っています。

令和3年度に整備された防災公園は、面積が3.5ヘクタールで、通常は市民の憩いの場として、災害が発生した際には、緊急避難場所や応急仮設住宅を建設する場として活用します。錦鯉型の遊具や大きな滑り台のほか、1周500メートルの園路などがあり、子どもたちの遊び場や市民の健康づくりの場として利用されています。また、公園内には災害時における防災拠点として、(仮称)小千谷市防災センターの建設が予定されています。



小千谷市防災公園

■都市公園等の整備状況

(単位：ha)

| 種類 | 名称 | 面積 | 種類 | 名称 | 面積 |
|------|--------------|-------|------|-----------|-------|
| 運動公園 | 白山運動公園 | 40.20 | 総合公園 | 信濃川左岸河川公園 | 1.13 |
| | 信濃川河川公園 | 5.40 | 児童遊園 | 仲よし児童遊園 | 0.11 |
| | 千谷運動公園 | 4.73 | | 上ノ山児童遊園 | 0.09 |
| 街区公園 | 西部公園 | 0.35 | 農村公園 | 小栗田農村公園 | 0.12 |
| | 両新田公園 | 0.30 | | 桜町農村公園 | 0.11 |
| | 江東公園 | 0.21 | | 池ヶ原地域農村公園 | 0.43 |
| | 旭町児童公園 | 0.23 | | 池ヶ原地域親水公園 | 0.09 |
| | 桜町公園 | 0.19 | 防災公園 | 防災公園 | 3.50 |
| | 諏訪公園 | 0.56 | その他 | 船岡公園 | 5.00 |
| | 草薙公園 | 0.22 | | | |
| | やすらぎ公園 | 0.15 | | | |
| | 片貝ふれあい公園けやき園 | 0.47 | | | |
| | ぽっぽの里公園 | 0.47 | 合計 | | 64.06 |

資料：文化スポーツ課、建設課、にぎわい交流課、農林課、防災安全課、教育・保育課

(キ)公園の景観保全や施設などの適正な維持管理（建設課、農林課、防災安全課、教育・保育課）

樹木の剪定など専門的なものは業者へ委託していますが、草刈りや清掃など簡易な維持管理作業は地元の町内会へ委託し、適切に管理しています。

➤ 令和4年度 公園等町内会管理委託か所数 18か所

(ク)市民や地域と協力・連携した克雪対策（建設課）【資料-2 基本方針2(1)※参照】

消雪パイプ、流雪溝の整備や機械除雪による交通の確保に市民と協働して取り組んでいます。また、関係団体との連携を強化し、屋根の雪下ろしなどの除雪支援事業における作業実施体制の充実に取り組んでいます。

■道路除雪総延長状況

(単位：m)

| | | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|--------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 国 道 | 機械除雪 | 150,200 | 150,300 | 149,800 | 149,800 | 147,900 | 147,900 | 147,900 |
| | 消雪パイプ | 36,971 | 35,071 | 35,071 | 35,071 | 35,071 | 35,071 | 35,071 |
| | 計 | 187,171 | 185,371 | 184,871 | 184,871 | 182,971 | 182,971 | 182,971 |
| 市 道 | 機械除雪 | 144,272 | 143,883 | 143,094 | 142,637 | 142,890 | 142,519 | 141,884 |
| | 消雪パイプ | 113,985 | 114,952 | 115,983 | 116,591 | 117,140 | 116,630 | 116,710 |
| | 計 | 258,257 | 258,835 | 259,077 | 259,228 | 260,030 | 259,149 | 258,594 |

資料：建設課

■屋根の雪おろしなどの除雪支援事業

| 名称 | 事業の内容 | 対象世帯 | R4 支援世帯数 |
|---------------------------|-------------------------------|----------------------------------|----------------|
| 屋根の雪おろし支援事業 (SOS 雪おろし) | 市が募集した雪おろし作業会員を雪おろしでお困りの方に紹介 | 自力での雪おろしが困難で、経済的・労力的な援助を受けられない世帯 | 251 世帯 |
| 除雪援助事業 | 冬期間の生活の保と自立した生活のため、除雪経費の一部を援助 | 低所得の高齢者世帯 | 329 世帯 |
| | | 母子世帯・障がい者世帯 | 小千谷市社会福祉協議会で実施 |

資料：建設課、福祉課



機械除雪による交通の確保

(ケ) 克雪住宅の普及推進（建設課）【資料-2 基本方針 2(1)シ参照】

冬期間も安心して暮らせる「克雪住宅」の普及に取り組んでいます。

- 令和4年度は、23件の克雪住宅建設に補助を行いました。

■克雪住宅補助件数

(単位：件)

| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 補助件数 | 41 | 31 | 43 | 32 | 25 | 25 | 23 |
| 累計 | 2,665 | 2,696 | 2,739 | 2,771 | 2,796 | 2,821 | 2,844 |

資料：建設課

■未認定道路除雪事業補助

- 令和4年度補助件数 融雪施設 20件、機械除雪 2件

(コ) 雪に親しみと魅力を感じられる環境づくり（にぎわい交流課、建設課、文化スポーツ課）

【資料-2 基本方針2(1)参照】

雪を資源として活用しようとする「利雪・親雪・遊雪」という意識は市民に定着しています。代表的な観光イベントである「おぢや風船一揆」や「おぢや☆うき☆うき☆しゃっこいまつり（利雪・遊雪・克雪フェア）」には多くの人が訪れ、雪を活用する意識の向上に役立っています。

その他にも、雪国ならではのイベントが例年市内各地域で行われていますが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったイベントもありました。

■地域の主なイベント

| イベント名 | 会場 | 内容 |
|------------------------|-----------------|--|
| 山谷・坪野ほんやら洞まつり (中止) | 山谷・坪野地内 | ほんやら洞（かまくら）の中にもまれたろうそくの灯りが、夜の雪原に幻想的な世界を作り出します。 |
| 鳥追い | おぢやクライ ンガルテン | 大きな雪洞の中で火をたき、田畑の害鳥を追い払い豊年満作を祈願する伝統行事です。 |
| スノーシュートレッキング教室 (中止) | おぢや〜る | 雪の山本山をスノーシューで散策します。 |

2 公害のないまちづくりの推進

(1) 現状と課題

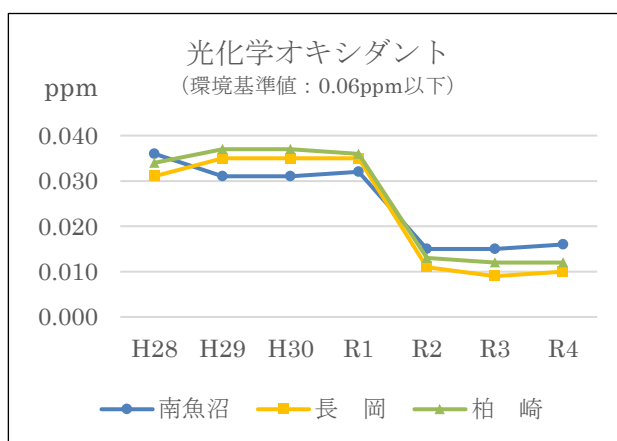
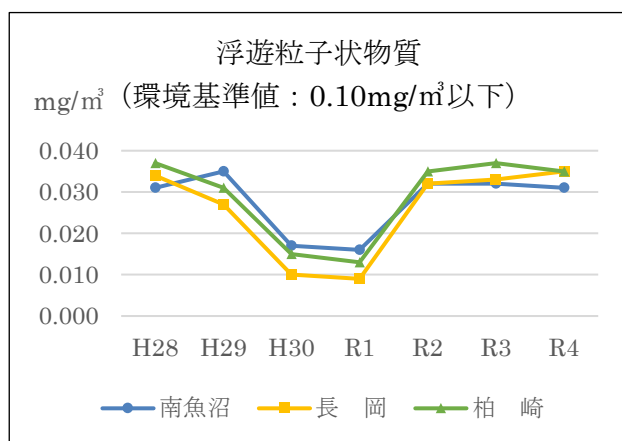
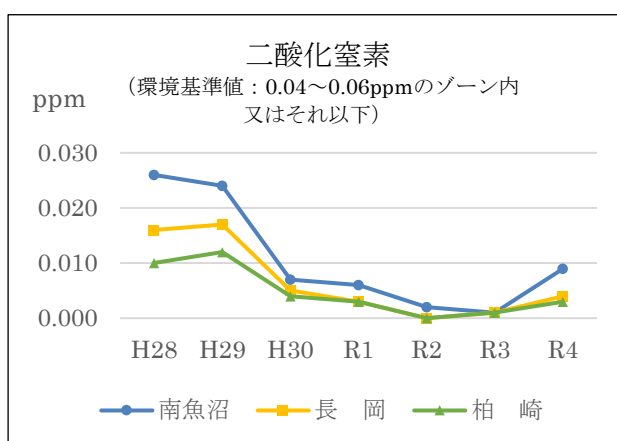
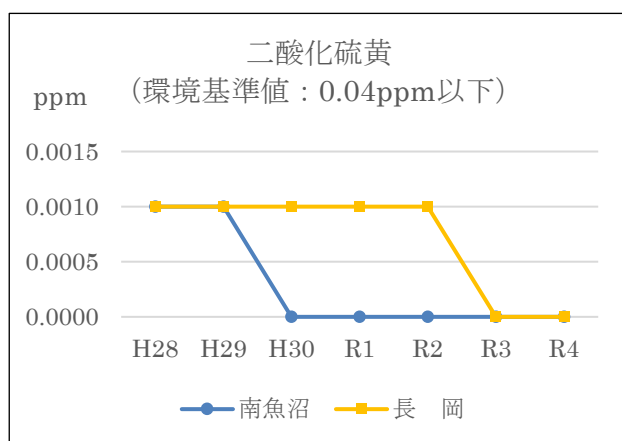
① 大気汚染

県では、大気汚染常時監視テレメータシステムを用いて大気汚染物質による環境の汚染状態などの測定データを自動的に収集して大気汚染状況を常時監視するとともに、測定データを総合的に処理解析して汚染の防止に役立てています。

下記グラフは、本市に近い長岡市・柏崎市・南魚沼市にある県の観測局における通年の測定結果の推移です。二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントは、いずれも環境基準値を下回っています。

近年はPM2.5など、外国からの汚染物質の飛来が問題となっており、監視していくことが必要です。

光化学スモッグやPM2.5などの濃度上昇に伴う警報発令時の市民への周知体制の拡充が必要です。



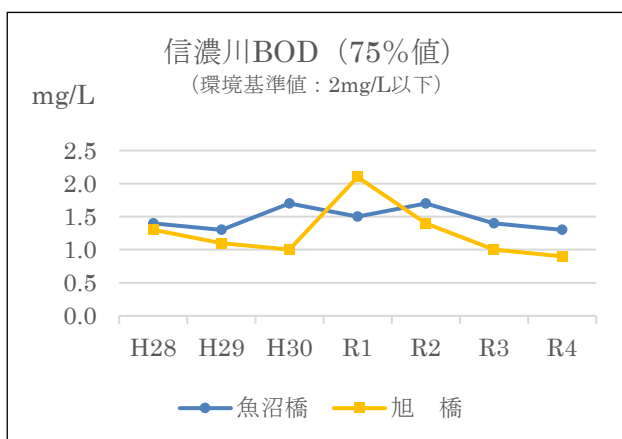
資料：新潟県

資料：新潟県

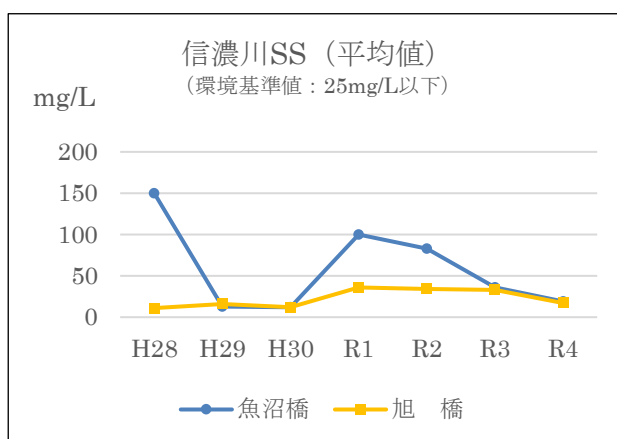
※令和4年度は速報値

②水質汚濁

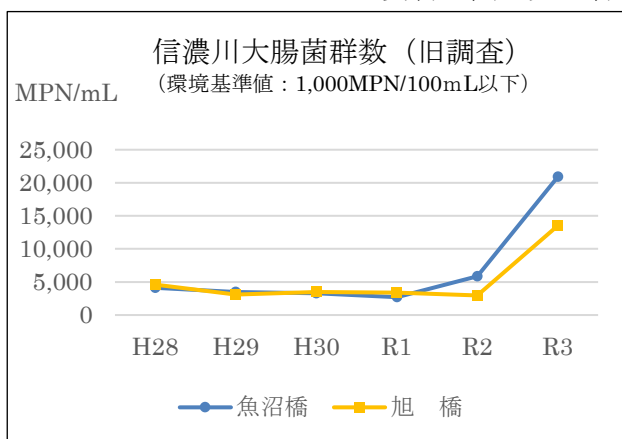
- ・信濃川の水質については、国土交通省が調査を実施しています。市内では旭橋と魚沼橋で観測調査を行っています。令和4年度は、BOD（生物化学的酸素要求量）とSS（浮遊物質質量）は両地点とも環境基準値以下でしたが、大腸菌数は両地点で環境基準値を超えています。
- ・市内の主要7河川（須川、米沢川、二ノ宮川、茶郷川、湯殿川、朝日川、表沢川）のBODは、二ノ宮川を除き環境基準値以下でした。DO（溶存酸素量）は7河川すべてで信濃川の環境基準値以下でした。SSは須川、湯殿川、朝日川が環境基準値を超えています。
- ・大腸菌数は、生活排水のほか、河川の水温や水量に大きく左右されます。特に下水道等の生活排水処理が進んでいない地域は、大きな値を示します。令和4年度の調査からは、水質環境基準の改正により測定方法・環境基準値が変更となっており、調査の結果、7河川のうち6河川で環境基準値を超えました。今後も継続して監視を続けていく必要があります。
- ・水道水源や市民に身近な河川の水質について継続して監視していくとともに生活排水処理率の更なる向上を図っていくことが必要です。なお、市内の河川には環境基準はありません。参考として、信濃川の環境基準を記載しています。



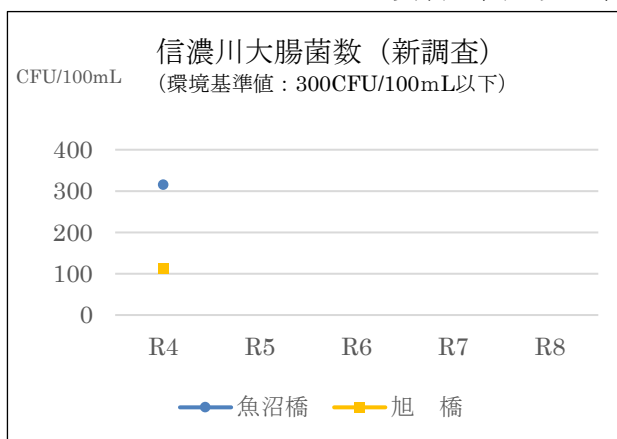
資料：国土交通省



資料：国土交通省



資料：国土交通省



資料：国土交通省

※大腸菌に関する数値は、水質環境基準の改正によって令和4年度から調査方法が変更になったため、旧調査方法と新調査方法の結果を掲載しています。従来は、土壌等に分布する自然由来の細菌も含んだ「大腸菌群数」を測定していましたが、近年は大腸菌を簡便に測定する技術が確立したことから、新調査では「大腸菌数」のみの測定となっています。

○市内主要河川水質検査

※網掛けの部分：環境基準値を超えたもの

| 項目 河川名 | pH | | | | | | | BOD（単位：mg/L） | | | | | | |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|
| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| 須川 | 7.6 | 7.4 | 8.0 | 7.4 | 7.6 | 7.7 | 7.3 | 1.0 | 0.7 | 1.0 | 1.1 | 1.2 | 1.4 | 1.4 |
| 米沢川 | 7.9 | 7.3 | 8.8 | 7.7 | 7.4 | 7.7 | 7.4 | 0.9 | 1.8 | 1.4 | 1.1 | 1.2 | 1.6 | 1.9 |
| 二ノ宮川 | 7.9 | 7.5 | 9.0 | 7.9 | 7.6 | 8.0 | 7.8 | 1.1 | 1.5 | 1.1 | 0.9 | 1.2 | 1.5 | 3.4 |
| 茶郷川 | 7.8 | 7.4 | 8.7 | 8.1 | 7.4 | 8.6 | 7.6 | 1.4 | 1.2 | 1.1 | 1.0 | 1.9 | 2.6 | 1.7 |
| 湯殿川 | 8.0 | 7.5 | 8.0 | 7.9 | 7.4 | 7.7 | 7.6 | 0.5 | 0.9 | 0.8 | 0.7 | 0.8 | 1.0 | 1.2 |
| 朝日川 | 8.6 | 7.7 | 9.3 | 8.3 | 7.9 | 8.1 | 7.8 | 0.6 | 0.5 | 1.0 | 0.5未満 | 1.0 | 1.1 | 1.6 |
| 表沢川 | 8.1 | 7.6 | 8.1 | 7.9 | 7.4 | 7.9 | 7.9 | 3.6 | 1.8 | 1.8 | 2.6 | 4.8 | 2.6 | 1.4 |

※pH：0～6（酸性）＜7（中性）＜8～14（アルカリ性）

※【参考】信濃川の環境基準値：2mg/L以下

| 項目 河川名 | DO（単位：mg/L） | | | | | | | SS（単位：mg/L） | | | | | | |
|-----------|-------------|------|------|-----|------|------|-----|-------------|-------|------|------|------|------|------|
| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| 須川 | 9.2 | 10.5 | 9.5 | 9.4 | 11.3 | 11.3 | 8.6 | 3.0 | 4.0 | 3.0 | 7.0 | 3.0 | 3.0 | 13.0 |
| 米沢川 | 9.3 | 10.5 | 8.5 | 8.8 | 9.1 | 8.6 | 8.6 | 8.0 | 20.0 | 30.0 | 24.0 | 1.2 | 11.0 | 9.0 |
| 二ノ宮川 | 8.4 | 10.3 | 8.8 | 8.3 | 8.5 | 9.6 | 8.2 | 14.0 | 19.5 | 11.0 | 8.0 | 16.0 | 5.0 | 7.0 |
| 茶郷川 | 9.0 | 10.3 | 10.1 | 9.6 | 8.5 | 10.7 | 7.6 | 11.0 | 128.5 | 6.0 | 4.0 | 8.0 | 4.0 | 19.0 |
| 湯殿川 | 8.6 | 10.3 | 8.5 | 9.0 | 9.4 | 8.4 | 8.4 | 10.0 | 46.5 | 25.0 | 22.0 | 75.0 | 25.0 | 35.0 |
| 朝日川 | 9.5 | 10.6 | 12.3 | 9.7 | 9.4 | 9.4 | 8.3 | 3.0 | 18.5 | 2.0 | 6.0 | 7.9 | 7.0 | 43.0 |
| 表沢川 | 8.9 | 10.4 | 9.5 | 8.5 | 8.3 | 8.4 | 8.9 | 9.0 | 12.0 | 4.0 | 3.0 | 8.0 | 6.0 | 5.0 |

※【参考】信濃川の環境基準値：7.5mg/L以上

※【参考】信濃川の環境基準値：25mg/L以下

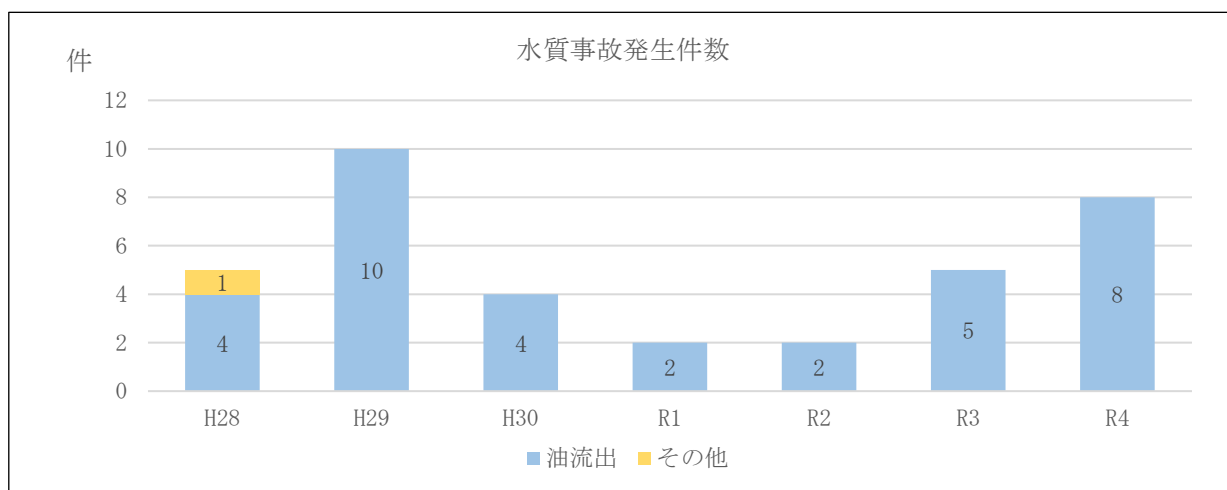
| 項目 河川名 | 大腸菌群数 (単位：MPN/100mL) | | | | | | 大腸菌数 (単位： CFU/100mL) |
|-----------|-------------------------|--------|---------|---------|-----------|--------|----------------------------|
| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| 須川 | 49,000 | 60,500 | 130,000 | 49,000 | 46,000 | 46,000 | 840 |
| 米沢川 | 94,000 | 30,000 | 130,000 | 33,000 | 170,000 | 49,000 | 3,300 |
| 二ノ宮川 | 33,000 | 31,500 | 130,000 | 22,000 | 33,000 | 33,000 | 580 |
| 茶郷川 | 33,000 | 28,000 | 46,000 | 220,000 | 460,000 | 17,000 | 700 |
| 湯殿川 | 49,000 | 13,200 | 140,000 | 130,000 | 110,000 | 17,000 | 300 |
| 朝日川 | 7,000 | 18,800 | 11,000 | 7,900 | 130,900 | 4,900 | 1,000 |
| 表沢川 | 49,000 | 66,000 | 280,000 | 220 | 4,900,000 | 49,000 | 830 |

※信濃川の環境基準値：大腸菌群数は1,000MPN/100mL以下、大腸菌数は300CFU/100mL以下

資料：環境共生課

○水質事故

- ・河川における水質事故は、毎年、灯油等の取り扱いの不注意による油流出が多く、油流出事故を防止するため、発生件数が多い冬期間を中心に注意を呼びかけています。国、新潟県と連携して未然防止に取り組んでいます。



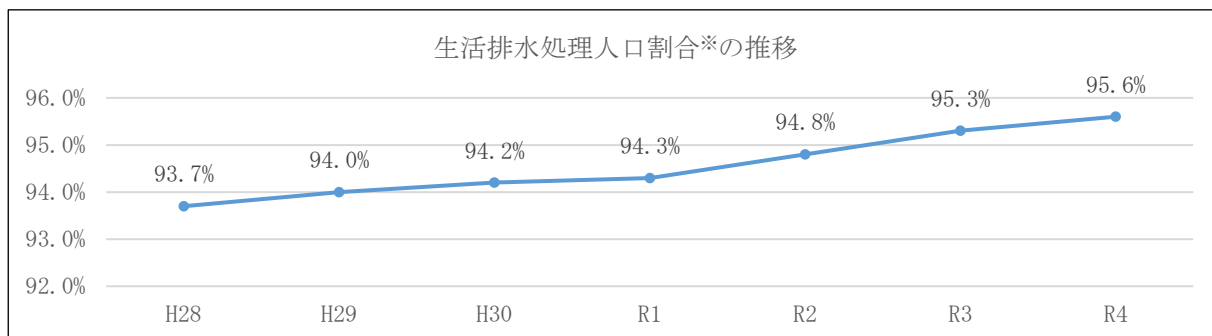
資料：環境共生課

○地下水等の水質検査

- ・汚染された地下水を飲用することにより健康に影響を及ぼすことや雑用水などとしての利用への影響が懸念されることから、地下水汚染の未然防止を図るために河川の水質の監視とともに地下水についても監視を行っています。いずれの地点も異常は見られません。なお、新潟県では「地下水の水質測定計画」により年次計画を立て調査地点を選定しています。
- ・地下水の水質測定（新潟県） 環境監視調査 調査地点：城内 測定結果：異常なし
- ・井戸水の有機溶剤検査（小千谷市） 調査地点：小栗田 検査結果：異常なし

○生活排水処理

- ・下水道は、汚水の排除、トイレの水洗化などの生活環境の改善のみならず、河川等の公共用水域の水質保全等、重要な役割を担っており、下水道処理人口普及率は着実に増加してきています。
- ・下水道や農業集落排水の区域外においては、単独浄化槽を合併浄化槽に取り替える場合や、新築の際に合併浄化槽を設置する場合に、市で補助を行っています。



※生活排水処理人口割合＝（下水道接続人口＋集落排水接続人口＋浄化槽使用人口）÷住民基本台帳人口

資料：環境共生課

③土壌汚染

- ・本市においては、現在のところ土壌汚染は確認されていませんが、土壌汚染の状況について注意が必要です。

④化学物質

- ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）に基づき、有害性のおそれのある様々な化学物質の環境への排出量等について新潟県がとりまとめて公表しています。市民への情報提供を行うことが必要です。
- ・県内では、毎年1,000～1,100の事業所から届出がされています。
- ・PRTR法に基づく県内の化学物質別の排出量は、トルエン、トリクロロエチレン、ほう素化合物、キシレン、ジクロロメタンの順に多く、トリクロロエチレンが全国に比べて上位となっている点が特徴です。

○有害化学物質

- ・県条例により、有害な化学物質を取り扱う事業者に対して排出の抑制や適正な取扱を指導しています。
- ・信濃川における水質、底質のダイオキシン類については、国土交通省が旭橋の地点で測定を行っています。いずれも環境基準を達成していました。
- ・市民の安全、安心な生活環境を確保するため、国、県のモニタリング結果を継続して注視していくことが必要です。

⑤騒音

- ・騒音の原因としては事業所の事業活動によるもの、建設工事によるもの、道路交通によるものなどがあります。事業所が原因の騒音については、関係機関と協力して対応しています。一部で環境基準値を超えていることから、継続して調査を実施することが必要です。

○高速道路沿道騒音調査

- ・高速道路の騒音調査を年1回実施しています。住民から要望のある地域は、新潟県高速道路交通公害対策協議会を通じて東日本高速道路株式会社へ遮音壁の設置を継続して要望しています。

○環境騒音調査

- ・市では市内の騒音の状況を把握するため、住宅地等における環境騒音を測定しています。経年変化を把握するため、測定地点を固定して年1回環境騒音調査を実施しています。

○自動車騒音常時監視（面的評価）

- ・平成24年4月1日より自動車騒音常時監視業務が市に権限移譲されたことに伴い、策定した実施計画に基づいて、幹線交通を担う道路（高速自動車国道、一般国道、県道、市道）を対象に面的評価による調査を5年間で順次行っています。

※「面的評価」とは、幹線道路に面した地域において、騒音の環境基準がどの程度満足しているかを示す道路交通騒音の評価方法です。

高速道路、国道、県道、4車線以上の市道などの幹線道路に面する地域での騒音を、幹線道路から50mの範囲にあるすべての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合で評価します。

⑥振動

- ・振動の主な原因としては、事業所の事業活動によるもの、建設工事によるもの、道路交通によるものなどがあります。市内では、振動による苦情は発生していませんが、引き続き監視していく必要があります。

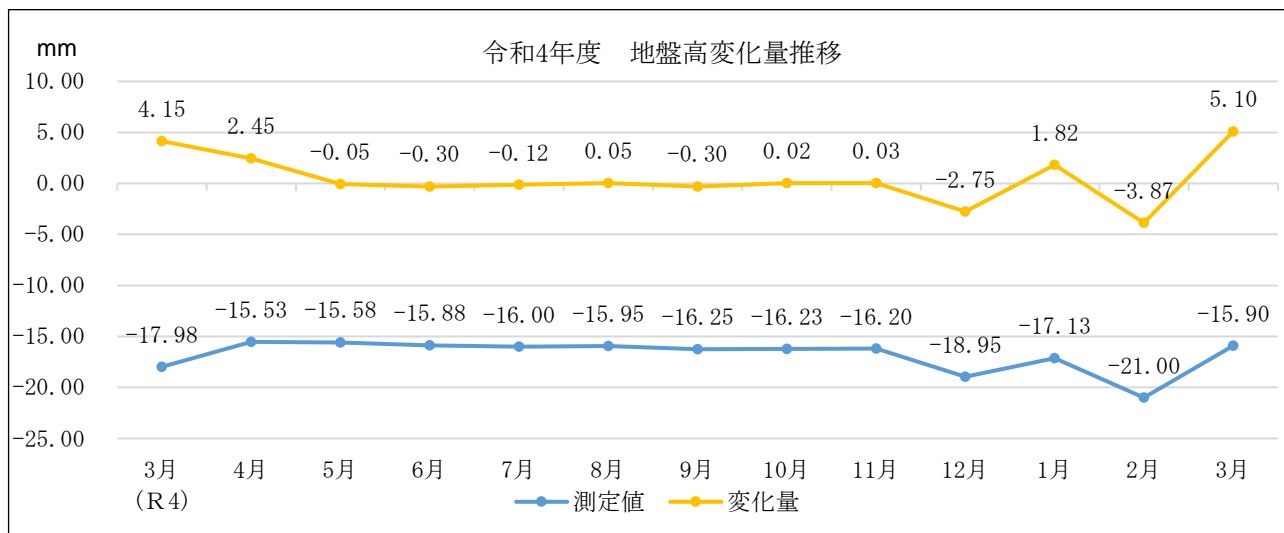
※振動規制基準（敷地境界） (dB)

| 区分 | 法令の区分 | | 時間の区分 | | | |
|-------|-----------|-----|-------|------|------|------|
| | 振動規制法 | 県条例 | 昼間 | | 夜間 | |
| | (対象時刻) | | 8～19 | 8～20 | 19～8 | 20～8 |
| 第1種区域 | 第1種・第2種区域 | | 60 | | 55 | |
| 第2種区域 | 第3種・第4種区域 | | | 65 | | 60 |

県条例：新潟県生活環境の保全等に関する条例

⑦地盤沈下

- ・近隣の市では、地下水の汲み上げによる地盤沈下が観測されています。本市は片貝地内1か所で観測を行っており、現在のところ大きな地盤沈下は生じていませんが、引き続き監視していく必要があります。



資料：環境共生課

⑧悪臭

- ・悪臭の苦情は、「野焼き」によるものが多く、野焼き以外では、廃棄物焼却炉、動物の糞や農地の堆肥によるものなどがあります。
- ・苦情処理対策は、原因調査と改善等の指導を関係機関と協力して行っています。今後も「野焼き」の禁止を徹底周知し、悪臭の防止に努める必要があります。

■悪臭苦情件数

（単位：件）

| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 野焼き | 8 | 8 | 7 | 9 | 6 | 8 | 10 |
| その他 | 1 | 0 | 3 | 4 | 6 | 0 | 0 |
| 計 | 9 | 8 | 10 | 13 | 12 | 8 | 10 |

資料：環境共生課

※悪臭規制基準（臭気指数規制）

※臭気指数=10×log（臭気濃度）

| 区分 | 許容限度(臭気指数) | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| | 第1種区域 | 第2種区域 | 第3種区域 |
| ア 敷地境界線における規制基準 | 10 | 12 | 13 |
| イ 気体排出口における規制基準 | アに定める規制基準を基本とし、悪臭防止法施行規則第6条の2に規定する計算式を用いて算出される数値 | | |
| ウ 排水水の規制基準 | 26 | 28 | 29 |

⑨放射性物質

- ・東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する放射性物質の影響が懸念されることから、上水、ごみ焼却灰、農産物などの放射性物質検査を国や県と連携して実施・監視していくことが必要です。

（2）施策の取組状況

（ア）大気汚染、騒音、水質などの公害発生時の監視（環境共生課）

大気汚染、騒音、水質などについて定期的に調査するとともに、監視を行っています。

①大気汚染

- ・市の廃棄物処理施設について、ダイオキシン類の大気汚染物質等の検査と監視を行っており、排出基準値を下回っています。

■令和4年度 ごみ焼却施設（時水清掃工場）の排ガスの検査結果

| 項目 | 単位 | 1号炉 | | 2号炉 | | 排出基準値 |
|---------|-----------------------|----------------|---------|---------------|---------|-------|
| | | 測定日 | 測定結果 | 測定日 | 測定結果 | |
| ダイオキシン類 | ng-TEQ/m ³ | 令和4年 6月24日 | 0.00047 | 令和4年 6月17日 | 0.0010 | 1以下 |
| | | 令和4年 10月13日 | 0.00044 | 令和4年 10月7日 | 0.00068 | |

※ダイオキシン類は異性体と呼ばれる種類ごとに毒性が異なるため、最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値であるTEQ（毒性等量）で表示しています。ダイオキシン類は200以上の種類があり、このうち現在まで毒性が認められているのは29種類です。

- ・県の大気観測データを有効活用し、県が光化学スモッグ注意報等を発令する際には、関係機関と連携し、迅速かつ的確に市民、事業者へ周知します。

なお、令和4年度の光化学スモッグ注意報の発令はありませんでした。

②水質汚濁 【資料-2 基本方針2(2)ア,イ,エ,オ参照】

市では、市内主要7河川、工業団地排水、ゴルフ場関係河川等について定期的に水質検査を行っています。主要7河川（須川、米沢川、二ノ宮川、茶郷川、湯殿川、朝日川、表沢川）のBODは、二ノ宮川を除き信濃川の環境基準値以下でした。DOは7河川すべてで信濃川の環境基準を達成していました。SSは湯殿川、朝日川で環境基準値を超えました。大腸菌数は、須川、米沢川、二ノ宮川、茶郷川、朝日川、表沢川で環境基準値を超えました。これは天候や生活排水のほか、河川の水温や水量の影響などが考えられます。

③土壌汚染

土壌汚染が疑われる場合は、県と連携して対応します。

④化学物質

- ・市の廃棄物処理施設について、ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質等の検査と監視を行っており、すべて排出基準値を下回っています。
- ・信濃川における水質、底質のダイオキシン類については、環境基準を達成しています。

⑤騒音 【資料-2 基本方針2(2)ウ参照】

○高速道路沿道騒音調査

市では住宅が高速道路に近接している地域で毎年高速道路沿道の騒音調査を行っています。令和4年度は、市内10か所で調査を行った結果、4地点で環境基準値を超えました。

■高速道路沿道騒音調査測定結果

| 測定地点 | 区分 | 環境基準値 (dB) | | 要請限度 (dB) | | 規制地域 | 年度別測定値LAeg (dB) | | | | | | |
|------|------------------|-------------|------|-----------|----|------|-----------------|------|----|------|----|------|----|
| | | 類 型 | LAeg | | 昼 | | 夜 | R2年度 | | R3年度 | | R4年度 | |
| | | | 昼 | 夜 | | | | 昼 | 夜 | 昼 | 夜 | | |
| 若葉 | 道路に 面する 地域 | C | 65 | 60 | 75 | 70 | 第2種区域 | 57 | 53 | 59 | 55 | 60 | 57 |
| 桜町①上 | | | | | | | 第3種区域 | 58 | 53 | 59 | 53 | 56 | 53 |
| 桜町③中 | | | | | | | 第4種区域 | 59 | 57 | 67 | 57 | 68 | 67 |
| 池津 | | B 相 当 | | | — | — | 未指定 | 51 | 49 | 53 | 51 | 55 | 52 |
| 沼田 | | | | | | | | 51 | 49 | 56 | 52 | 66 | 63 |
| 両新田 | | | | | | | | 56 | 53 | 54 | 53 | 65 | 62 |
| 桜町②上 | | | | | | | | 58 | 56 | 61 | 58 | 59 | 57 |
| 桜町④中 | 54 | 63 | 55 | 53 | 55 | 54 | | | | | | | |
| 塩殿 | 一般 地域 | 55 | 56 | 55 | 54 | 55 | | 54 | | | | | |
| 谷内 | | 55 | 55 | 57 | 54 | 65 | | 62 | | | | | |

※網掛けの部分は環境基準値超過

資料：環境共生課

○環境騒音調査

毎年、市内6地点で環境騒音調査を実施しています。令和4年度の調査結果では、全ての地点で環境基準値以下でした。

また、平成28年度からの環境基準達成状況の変化では、達成地点数の上下が見られることから、今後も監視を継続していくことが大切です。

■環境騒音調査測定結果

| 測定地点 | 区分 | 環境基準値 (dB) | | 要請限度 (dB) | | 規制地域 | 年度別測定値LAeg (dB) | | | | | | | |
|-------|------|---------------|------|--------------|---|------|-----------------|-------|----|------|----|------|----|----|
| | | 類型 | LAeg | | 昼 | | 夜 | R2年度 | | R3年度 | | R4年度 | | |
| | | | 昼 | 夜 | | | | 昼 | 夜 | 昼 | 夜 | 昼 | 夜 | |
| 城内4 | 一般地域 | A | 55 | 45 | — | — | 第2種区域 | 54 | 45 | 56 | 45 | 51 | 42 | |
| 信濃町 | | | | | | | | 57 | 40 | 53 | 41 | 52 | 44 | |
| 元中子 | | | | | | | | 52 | 44 | 51 | 42 | 51 | 42 | |
| 城内2 | | B | 60 | 50 | | | | 第3種区域 | 47 | 39 | 50 | 40 | 51 | 43 |
| 桜町(下) | | | | | | | | | 52 | 45 | 51 | 47 | 51 | 46 |
| 本町1 | | | | | | | | | 46 | 38 | 46 | 39 | 56 | 47 |

※網掛けの部分は環境基準値超過

資料：環境共生課

■環境基準達成状況の経年変化

| | | H28年度 | | H29年度 | | H30年度 | | R元年度 | | R2年度 | | R3年度 | | R4年度 | |
|--------|-----|-------|------|-------|------|-------|------|------|------|------|-----|------|-----|------|-----|
| | | 昼 | 夜 | 昼 | 夜 | 昼 | 夜 | 昼 | 夜 | 昼 | 夜 | 昼 | 夜 | 昼 | 夜 |
| 測定地点数 | | 6 | | 6 | | 6 | | 6 | | 6 | | 6 | | 6 | |
| 環境基準達成 | 地点数 | 6 | 4 | 6 | 4 | 6 | 5 | 4 | 5 | 5 | 6 | 5 | 6 | 6 | 6 |
| | % | 100 | 66.7 | 100 | 66.7 | 100 | 83.3 | 66.7 | 83.3 | 83.3 | 100 | 83.3 | 100 | 100 | 100 |

資料：環境共生課

○自動車騒音常時監視（面的評価）

各種別の道路に面する地域の調査を5年で巡回するよう市内各地で行っています。令和4年度の評価では、昼間（6～22時）及び夜間（22～6時）ともに新たに環境基準値を超過した地点はありませんでした。

また、平成28年度から令和4年度までの環境基準達成率は、高い状況で推移しています。

■令和4年度 道路種類別の面的評価結果

| 道路種別 | 対象戸数と 環境基準達 成割合 | 評価対象住 居等戸数 a=b+c+d+e | 昼夜とも 環境基準 値以下 b | 昼のみ 環境基準 値以下 c | 夜のみ 環境基準 値以下 d | 昼夜とも 環境基準 値超過 e |
|---------------|-----------------------|----------------------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 高速自動車道 | 戸数(戸) | 91 | 91 | 0 | 0 | 0 |
| | 割合(%) | 100.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 一般国道 | 戸数(戸) | 704 | 703 | 0 | 1 | 0 |
| | 割合(%) | 100.0 | 99.9 | 0.0 | 0.1 | 0.0 |
| 県道 | 戸数(戸) | 777 | 777 | 0 | 0 | 0 |
| | 割合(%) | 100.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| その他道路 (市道) | 戸数(戸) | 1,148 | 1,138 | 0 | 10 | 0 |
| | 割合(%) | 100.0 | 99.1 | 0.0 | 0.9 | 0.0 |
| 全体 | 戸数(戸) | 2,720 | 2,709 | 0 | 11 | 0 |
| | 割合(%) | 100.0 | 99.6 | 0.0 | 0.4 | 0.0 |

資料：環境共生課

■環境基準達成状況の経年変化

| | | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 測定対象戸数 | | 2,665 | 2,664 | 2,664 | 2,664 | 2,664 | 2,664 | 2,720 |
| 環境基 準達成 | 戸数 | 2,653 | 2,653 | 2,653 | 2,653 | 2,653 | 2,653 | 2,709 |
| | % | 99.6 | 99.6 | 99.6 | 99.6 | 99.6 | 99.6 | 99.6 |

※環境基準達成：昼間及び夜間ともに環境基準を達成したもの

資料：環境共生課

○騒音規制法による届出

騒音規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例により該当する設備の設置や特定建設作業の届出について受付を行い、騒音の発生防止に取り組んでいます。

■騒音規制法等による届出件数

(単位：件)

| 年度 | 設置等に係るもの | | その他 | 特定建設作業 |
|-----|----------|-----|-----|--------|
| | 法律 | 県条例 | | |
| H28 | 2 | 0 | 1 | 2 |
| H29 | 3 | 1 | 1 | 2 |
| H30 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| R 1 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| R 2 | 0 | 1 | 0 | 14 |
| R 3 | 1 | 0 | 0 | 5 |
| R 4 | 0 | 0 | 0 | 3 |

資料：環境共生課

⑥振動

➤ 令和4年度 市内における振動による苦情なし

振動規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例により該当する設備の設置や特定建設作業の届出について受付を行い、振動の発生防止に取り組んでいます。

■振動規制法等による届出件数 (単位：件)

| 年度 | 設置等に係るもの | | その他 | 特定建設作業 |
|-----|----------|-----|-----|--------|
| | 法律 | 県条例 | | |
| H28 | 2 | 0 | 0 | 1 |
| H29 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| H30 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| R 1 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| R 2 | 0 | 2 | 0 | 8 |
| R 3 | 1 | 1 | 0 | 5 |
| R 4 | 0 | 0 | 0 | 2 |

資料：環境共生課

⑦地盤沈下

観測地点：片貝地内 1 か所

大きな地盤沈下は観測されていません。

⑧悪臭

小千谷市の悪臭の苦情の特徴は、「野焼き」によるものが最も多くなっています。

【P37（キ）公害問題が発生した場合の迅速な対応 参照】

⑨放射性物質

水道水や廃棄物処理施設の焼却灰などについて放射線量などの調査を行っており、放射性物質（放射性セシウム 134・137 合計）は検出されていません。

(イ)環境に関する情報の提供（環境共生課）【資料-2 基本方針 2(2)キ参照】

環境に関する情報を収集し、広報等で市民・事業者提供しています。

➤ 令和4年度 情報提供回数 14回

(ウ)公共交通機関の利便性の向上（にぎわい交流課）【資料-2 基本方針 2(2)ク参照】

自家用車等の利用をできるだけ抑制するため、バス等の公共交通機関の利便性の向上に努めるとともに、乗り合いバス等の運行に補助をしています。

また、鉄道、路線バスの路線図・時刻表のほか、主要公共施設と最寄りのバス停などを記載した公共交通マップを全世帯に配布しました。

➤ 令和4年度 公共交通マップ 15,000部作成

■ バス路線運行費補助金交付状況

（単位：千円）

| 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 補助金額 | 22,368 | 26,811 | 36,813 | 34,139 | 27,264 | 29,801 | 36,214 |

資料：にぎわい交流課

(エ) 公共下水道及び農業集落排水処理の整備済み区域における生活排水対策の推進（ガス水道局）

【資料-2 基本方針 2(2)ケ、コ参照】

公共下水道は、平成 21 年度末をもって概ね整備が完了しました。令和 4 年度末における、公共下水道の接続人口は、27,498 人（接続率 95.9%）となっています。

また、農業集落排水処理施設の整備は、平成 21 年度で完了しました。令和 4 年度末時点における接続人口は、3,253 人（接続率 97.5%）となっています。

小千谷市では、家庭排水設備を公共下水道、又は農業集落排水処理施設に接続するための工事を行う者のうち、希望者にその資金の一部の貸付を行っています。

(オ) 公共下水道及び農業集落排水処理区域外における生活排水対策の推進（環境共生課）

合併処理浄化槽を普及促進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図ることを目的に、合併処理浄化槽を設置する者に、補助金を交付しています。【資料-2 基本方針 2(2)サ参照】

■ 合併浄化槽設置補助件数

（単位：件）

| 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 補助件数 | 0 | 1 | 1 | 0 | 3 | 1 | 1 |

資料：環境共生課

(カ) 環境保全型農業の推進及び農薬や化学肥料の適正使用の指導（農林課）

有機農業や堆肥の適正使用など環境にやさしい営農活動を行う農業者団体へ支援・指導を行っています。

■ 環境保全型農業直接支払事業取組状況

| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|
| 取組対象者数(人) | 42 | 36 | 36 | 28 | 32 | 32 | 33 |
| 取組面積(a) | 7,103 | 8,698 | 6,905 | 6,496 | 10,578 | 7,799 | 10,829 |

資料：農林課

(キ) 公害問題が発生した場合の迅速な対応（環境共生課）【資料-2 基本方針 2(2)カ参照】

本市の公害問題の特徴は、野焼きを含む悪臭が最も多く、苦情処理件数の約 5 割を占めており、令和 4 年度は 10 件の苦情が寄せられました。

市では、これらの公害が確認された場合、関係機関と連携して現地確認を行うとともに、原因者への指導を行うなど、速やかな解決に努めています。

■ 苦情処理件数

（単位：件）

| 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-----------|------|-----|-----|----|----|----|----|
| 公害の 種類 | 大気 | | | | 1 | | 0 |
| | 水質 | 5 | 10 | 4 | 8 | 2 | 1 |
| | 土壌 | | | 1 | | | |
| | 地盤沈下 | | | | | | |
| | 騒音 | 4 | 1 | 2 | 1 | 5 | 2 |
| | 振動 | | | | | | |
| | 悪臭 | 9 | 8 | 10 | 12 | 13 | 8 |
| | 野焼き | 8 | 8 | 6 | 7 | 9 | 8 |
| | その他 | 1 | | 6 | 3 | 4 | |
| 小計 | 18 | 19 | 17 | 21 | 21 | 11 | 19 |
| その他 | | | 1 | 4 | 5 | 1 | |
| 合計 | 18 | 19 | 18 | 25 | 26 | 12 | 19 |

資料：環境共生課

また、「小千谷市中高層建築物による電波障害防止に関する指導要綱」により、中高層建築物の建築前に電波障害防止対策書等の提出を求め、中高層建築物によるテレビ電波等の障害の未然防止に努めています。

■ 電波障害防止対策書届出件数

（単位：件）

| 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 届出件数 | 2 | 7 | 4 | 3 | 2 | 0 | 0 |

資料：環境共生課

(ク) 工場からの排煙や野焼きなどの監視、指導（環境共生課）

工場からの排煙や野焼きなどの通報があったときには、ただちに現地の確認を行い、原因者に野焼きを禁止するよう指導を行っています。

- 令和4年度 広報による野焼きの禁止の周知回数 2回

(ケ) ダイオキシン類など有害化学物質の情報提供（環境共生課）

市の廃棄物処理施設について、ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質等の検査と監視を行っており、検査結果をホームページで公表しています。

(コ) 小千谷市公害防止条例に基づく監視・指導（環境共生課）

令和4年度現在、小千谷市と公害防止協定を締結している事業者は、5者です。

市民の健康と生活環境を保全するため、協定に基づき監視・指導を行っています。

(サ) 放射線に関する正しい知識の普及啓発（防災安全課）【資料-2 基本方針2(2)参照】

防災訓練や自主防災会などへの出前講座にて、知識の普及啓発をしています。

(シ) モニタリングポストでの空間放射線量の監視（防災安全課）

新潟県が市内 15 か所に設置したモニタリングポストにより、環境放射線を自動で観測し、24 時間連続で監視しています。

(ス) 水道水などの放射性物質検査の実施（ガス水道局）【資料-2 基本方針 2(2)シ、ス参照】

東日本大震災以降、小千谷浄水場、北部浄水場、塩殿浄水場において、それぞれ年 4 回放射性物質の検査を行っていますが、異常は見られません。

検査結果は、市のホームページで市民にお知らせしています。

(セ) 廃棄物処理施設の放射線測定の実施（環境共生課）【資料-2 基本方針 2(2)セ参照】

東日本大震災以降、時水清掃工場、クリーンスポット大原、清流園において、それぞれ毎月 1 回放射線量等の測定を行っていますが、異常は見られません。

(ソ) 高速道路の騒音の防止（環境共生課）

県及び沿道の市町村で新潟県高速道路交通公害対策協議会を組織しています。

令和 4 年度、東日本高速道路株式会社新潟支社等に対し市内 10 か所、総延長 3,284m の区間への騒音対策等の推進を要請しています。

3 廃棄物の適正処理と資源の循環利用の推進

(1) 現状と課題

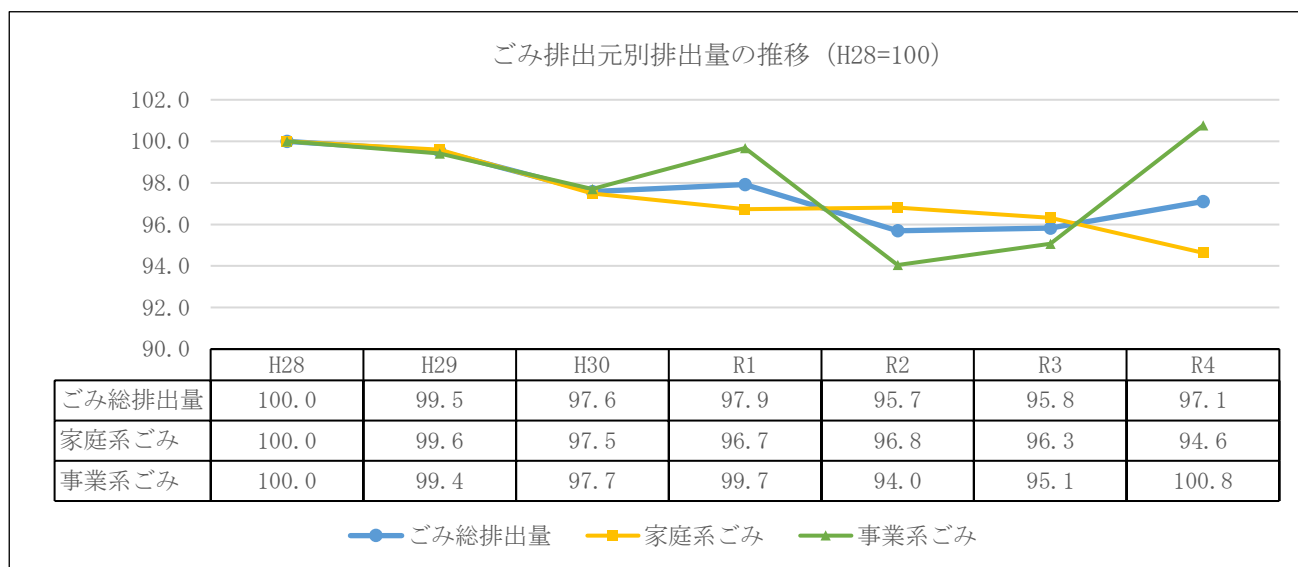
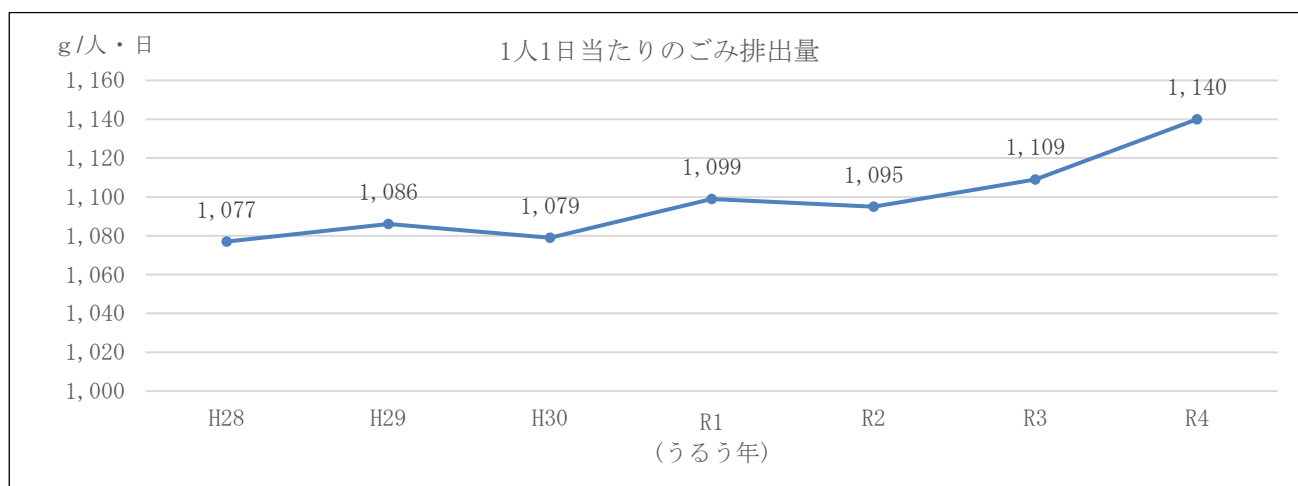
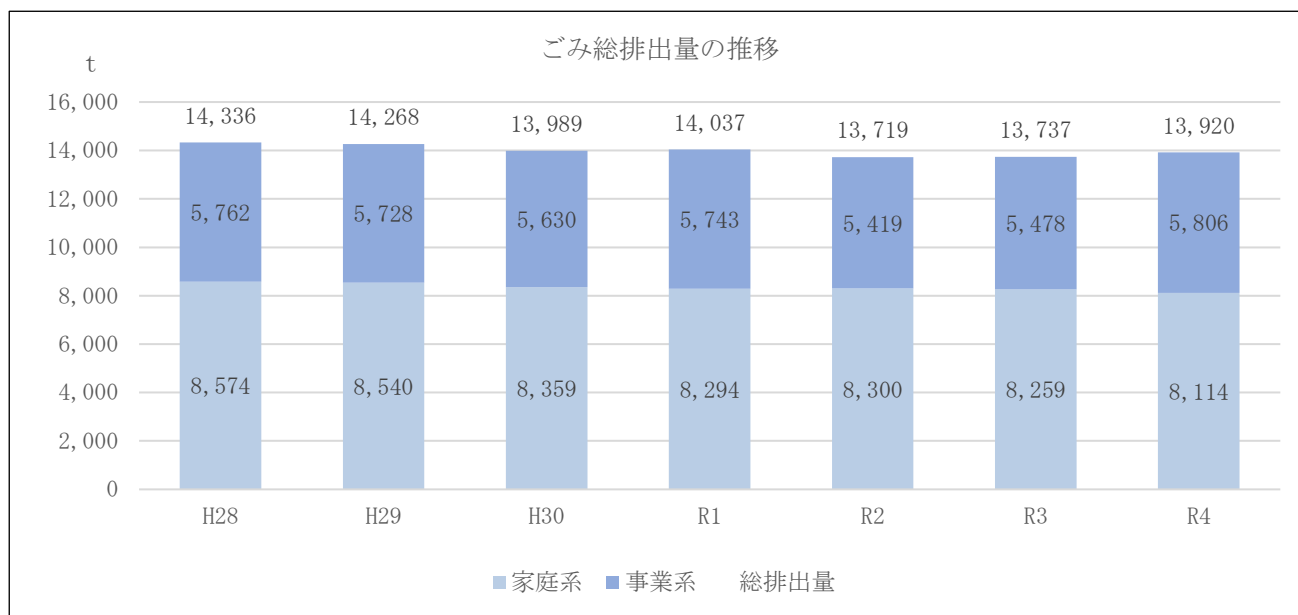
○ごみ排出量 【資料-2 基本方針 2(3)ウ参照】

- ・令和4年度のごみの総排出量（災害廃棄物、側溝清掃汚泥を除く）は13,920tで、令和3年度の13,737tと比べると183t増加しました。また、令和4年度の1人1日当たりのごみ排出量は1,140gで、令和3年度の1,109gと比較し31g増加しました。
- ・家庭系ごみの排出量は人口減少や分別の徹底などにより減少傾向にありますが、事業系ごみが増加したため、ごみ総排出量が増加しました。今後、第三次小千谷市一般廃棄物処理基本計画に基づき、事業系ごみが増加した要因を分析するなどし、ごみ総排出量の減量化やリサイクルの取組を推進します。

■ごみ排出量とリサイクル量

| 年 度 | | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | |
|------------|-------------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 分別排出量 (t) | 分別ごみ | 燃やすごみ | 11,055 | 11,091 | 10,881 | 11,050 | 10,804 | 10,881 | 11,156 |
| | | 資源ごみ | 1,224 | 1,219 | 1,172 | 1,147 | 1,138 | 1,106 | 1,087 |
| | | 埋立ごみ | 638 | 647 | 665 | 684 | 726 | 685 | 648 |
| | | 粗大ごみ | 111 | 128 | 141 | 155 | 166 | 164 | 156 |
| | | 小計 | 13,028 | 13,085 | 12,859 | 13,036 | 12,834 | 12,836 | 13,047 |
| | 古紙回収 | 585 | 525 | 501 | 471 | 508 | 476 | 449 | |
| | 資源物集団回収 | 711 | 643 | 614 | 517 | 377 | 400 | 408 | |
| | イベント回収（古着等） | 12 | 15 | 15 | 13 | — | 25 | 16 | |
| | 合 計 | | 14,336 | 14,268 | 13,989 | 14,037 | 13,719 | 13,737 | 13,920 |
| | 家庭系ごみ | | 8,574 | 8,540 | 8,359 | 8,294 | 8,300 | 8,259 | 8,114 |
| | 事業系ごみ | | 5,762 | 5,728 | 5,630 | 5,743 | 5,419 | 5,478 | 5,806 |
| | 割合 (%) | 家庭系ごみ | 59.8% | 59.9% | 59.8% | 59.1% | 60.5% | 60.1% | 58.3% |
| | | 事業系ごみ | 40.2% | 40.1% | 40.2% | 40.9% | 39.5% | 39.9% | 41.7% |
| | 1人1日あたり (g) | | 1,077 | 1,086 | 1,079 | 1,099 | 1,095 | 1,109 | 1,140 |
| リサイクル量 (t) | 分別ごみ資源化量 | カン(スチール・アルミほか) | 267 | 275 | 263 | 301 | 327 | 307 | 291 |
| | | びん | 195 | 192 | 197 | 184 | 180 | 178 | 162 |
| | | ペットボトル | 113 | 109 | 111 | 114 | 112 | 112 | 120 |
| | | プラ製容器包装 | 689 | 687 | 697 | 668 | 631 | 635 | 625 |
| | | その他 | 342 | 371 | 346 | 315 | 234 | 213 | 229 |
| | | 小計 | 1,606 | 1,634 | 1,614 | 1,582 | 1,484 | 1,445 | 1,427 |
| | 古紙回収 | 585 | 525 | 501 | 471 | 508 | 476 | 449 | |
| | 資源物集団回収 | 711 | 643 | 614 | 517 | 377 | 400 | 408 | |
| | イベント回収（古着等） | 12 | 15 | 15 | 13 | — | 25 | 16 | |
| | 合 計 | | 2,914 | 2,817 | 2,744 | 2,583 | 2,369 | 2,346 | 2,300 |
| | リサイクル率 (%) | | 20.3 | 19.7 | 19.6 | 18.4 | 17.3 | 17.1 | 16.5 |

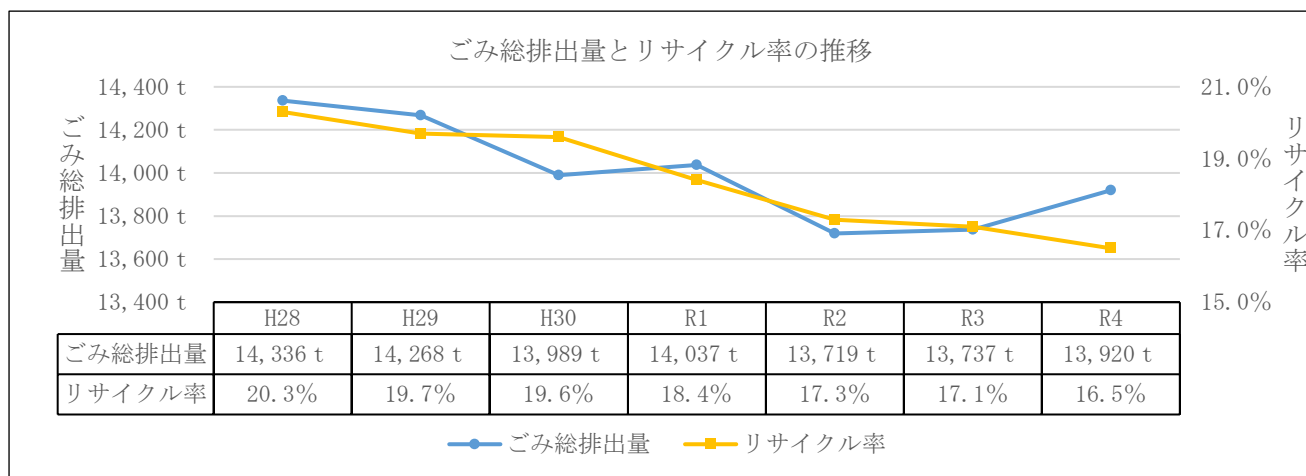
資料：環境共生課



資料：環境共生課

○リサイクル 【資料-2 基本方針 2(3)参照】

・令和4年度のリサイクル量は2,300tで、リサイクル率は16.5%でした。リサイクル率向上のため、第三次小千谷市一般廃棄物処理基本計画に基づいたリサイクルの取組を推進します。



資料：環境共生課

○不法投棄 【資料-2 基本方針 2(3)参照】

- ・ごみのポイ捨てや山林、空き地における家庭ごみ、産業廃棄物の不法投棄防止については、「ごみゼロ運動」などにより啓発を行っています。
- ・ごみの不法投棄防止に向けて、町内会や関係団体、関係機関と協力し、啓発活動やパトロールを行っています。
- ・現場の調査や通報などにより不法投棄場所が確認された場合も、町内会や関係団体、関係機関と協力し、原因者による原状回復指導やその後の監視などに取り組んでいます。今後も不法投棄の未然防止と不法投棄の早期発見・早期対応が必要です。

■不法投棄発見件数

(単位：件)

| 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 発見件数 | 55 | 47 | 40 | 45 | 38 | 37 | 35 |

資料：環境共生課

■不法投棄物撤去状況

| 年度 | テレビ (台) | エアコン (台) | 洗濯機 (台) | 冷蔵庫 (台) | タイヤ (本) | 消火器 (本) | バッテリー (個) | パソコン (台) |
|-----|------------|-------------|------------|------------|------------|------------|--------------|-------------|
| H28 | 7 | | 1 | 2 | 28 | 2 | 3 | |
| H29 | 5 | | | 2 | 31 | 8 | | |
| H30 | 1 | | | | 37 | 4 | | |
| R 1 | 4 | | 2 | 1 | 35 | 2 | | |
| R 2 | 2 | | | | 23 | | 1 | |
| R 3 | 4 | | 1 | 1 | 60 | 3 | 1 | |
| R 4 | 1 | | | | 23 | 2 | 1 | |

資料：環境共生課

（2）施策の取組状況

（ア）3R 運動の意識の啓発（環境共生課）

「ごみを減らす（リデュース）」、「繰り返し使う（リユース）」、「資源として再利用（リサイクル）」の3R（スリーアール）意識の高揚推進のため、広報による啓発、古着等リサイクル回収のイベントの実施、処理施設の見学会などを行っています。

（イ）事業者に対するごみ減量化の促進（環境共生課）

➤ 令和4年度 未実施

（ウ）ごみの分別や出し方の周知（環境共生課）【資料-2 基本方針 2(3)ア参照】

ごみの減量化、資源化と適正処理を円滑に行うため、「ごみの分け方・出し方」のチラシの市民にわかりやすい作成に努めています。

チラシは全戸に配布するとともに、市のホームページでも「ごみの分け方・出し方」を掲載し周知しています。

また、小千谷市に転入された方や希望する方に、「ごみの分け方・出し方」のチラシとともに、「ごみの分別冊子」を配布しています。

令和4年度 見やすいところに貼ってください
～ 西小千谷・山辺地区 ～

ごみの出し方の注意事項

必ず守ってください。

- 当日の朝9時までに、町内の決められた場所に出す。（前日のごみ出しはしない）
- ごみ袋は、燃やすごみ・埋立ごみは指定袋、それ以外は中身が確認できる透明か半透明のものを使用する。（紙袋や肥料袋には入れない）
- 二重袋にして出さない。（燃やすごみの生ごみを除く。）
- 産業としてではなく家庭菜園によるごみを出す場合は「家庭菜園」と表示する。

ごみの収集曜日

| 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 |
|----------------|--------|---------|-------|-------|-------|
| プラスチック類 資源物 | 燃やすごみ | 燃やすごみ | 燃やすごみ | 燃やすごみ | 燃やすごみ |
| 埋立ごみ | ペットボトル | 燃やすごみ | 燃やすごみ | 燃やすごみ | 燃やすごみ |
| 古紙 | 有蓋・危険物 | 古紙(月1回) | 古紙 | 古紙 | 古紙 |

※詳細は、「ごみ・リサイクルマニュアル（保存版）」を参照してください。

古紙収集日一覧表（毎月第2水曜日）

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 13日 | 11日 | 8日 | 13日 | 10日 | 14日 | 10日 | 11日 | 12日 |
| 12日 | 9日 | 14日 | 11日 | 8日 | 8日 | | | |

収集しない日・搬入できない日

- 日曜日
- 祭日
- 国定休日
- 年末年始（12月31日～1月3日）
- 特別収集日（収集する日・搬入できる日）
 - ・ 5月4日（水）[みどりの日]
 - ・ 5月5日（木）[こどもの日]

大量のごみ
事前申請が必要。詳細は環境共生課へお問い合わせください。

リサイクル広場
リサイクル広場は、ごみ処理施設に併設された資源物の回収・分別施設です。燃やさないごみ、資源物の回収・分別を行います。詳細はリサイクル広場に問い合わせください。

お問い合わせ先
小千谷市市民生活課 ☎ 83-2609
時 水 環 生 課 ☎ 82-6100
クリーンサポート大原 ☎ 83-0731

令和3年10月一部改訂
平成29年10月1日発行

ごみ・リサイクル マニュアル 保存版

ごみを出さずの3原則

- 燃やすごみ
- 埋立ごみ
- 粗大ごみ

ごみの分別・リサイクルは美しい街づくりの第一歩です!

小千谷市ごみ分別辞典

- プラスチック製容器包装
- 飲食用缶・ビン、化粧品ビン
- ペットボトル
- 古紙
- 有蓋・危険物
- 在宅医療廃棄物
- 処理場について
- メーカー等が回収するもの
- 専門業者が処理を依頼するもの
- 助成制度について
- 指定袋・処理券販売店
- 資源・ごみ分別一覧

小千谷市

（エ）ごみの分別・排出困難者の負担軽減に向けた検討（環境共生課）

町内ごとの実態を把握するため、アンケート調査を実施しました。今後、調査結果を踏まえ、より効率的なごみ収集の仕組みを検討します。

■ごみ排出量等の実績と目標

| 区 分 | | R3 年度 | R4 年度 | R7 年度 (目標) |
|-----------------------|--------------|---------|---------|---------------|
| 1人1日当たり排出量 (g/人・日) | 資源物集団回収含む | 1,109 | 1,140 | 900 |
| | (資源物集団回収含まず) | (1,076) | (1,106) | (827) |
| 総排出量 | t/年 | 13,737 | 13,920 | 11,151 |
| 計画収集量 | t/年 | 13,337 | 13,512 | 10,251 |
| 資源物集団回収 | t/年 | 400 | 408 | 900 |
| リサイクル量 | t/年 | 2,346 | 2,300 | 2,565 |
| リサイクル率 | % | 17.1 | 16.5 | 23.0 |

資料：環境共生課

■ごみの分別区分と回収方法

| 分別区分 | 回収方式 | 収集回数 | 搬入先 |
|---------------------------|--------|------|------------|
| 燃やすごみ(可燃粗大除く) | ステーション | 3回/週 | サンクリーン時水 |
| 埋立ごみ(小型家電、金属、ガラス、陶磁器、プラ類) | ステーション | 1回/週 | クリーンスポット大原 |
| 空カン、空ビン | ステーション | 1回/週 | クリーンスポット大原 |
| ペットボトル | ステーション | 1回/週 | クリーンスポット大原 |
| プラスチック製容器包装 | ステーション | 2回/週 | クリーンスポット大原 |
| 古紙類 | ステーション | 1回/月 | 古紙再生業者 |
| 有害・危険物 | ステーション | 1回/週 | クリーンスポット大原 |
| 粗大ごみ(不燃)10kg程度以下 | ステーション | 1回/週 | クリーンスポット大原 |
| 粗大ごみ(不燃)10kg以上 | 直接搬入 | — | クリーンスポット大原 |
| 粗大ごみ(可燃)長さ60cm程度以上 | 直接搬入 | — | サンクリーン時水 |
| 古着 | イベント | — | 委託業者 |
| 小型家電 | イベント | — | クリーンスポット大原 |
| 収集しないごみ | — | — | 購入先・専門店など |

資料：環境共生課

(オ)環境への配慮やリサイクルの推進に合致した適正なごみ処理の推進（環境共生課）

ペットボトルのラベルは、これまでペットボトルにつけたまま回収していましたが、平成29年度にラベルを剥がし、プラスチック製容器包装として収集するように変更しました。

平成30年度には、埋立ごみとして収集していたモバイルバッテリーなどの小型充電式電池を、リサイクル工場での発火トラブルが全国的に増加したことから、「有害・危険物」に分別を変更して収集しています。

(カ)市民のごみ減量化に対する意識啓発、レジ袋削減の推進（環境共生課）

【資料-2 基本方針2(3)参照】

マイバッグの使用や小千谷市のごみ処理費用の状況などを広報により周知し、市民のごみ減量に対する意識の啓発に努めています。

レジ袋などプラスチックごみによる海洋汚染が世界的な問題となっています。小千谷市では、毎年、広報誌等によりマイバッグ持参によるレジ袋削減の啓発に取り組んでいます。

(キ) 生ごみの堆肥化の推進（環境共生課）【資料-2 基本方針 2(3)㌾参照】

家庭から排出される燃やすごみの約3割を生ごみが占めていることから、生ごみの水切りの励行とともに生ごみを減量し、たい肥としての資源利用を図るため、生ごみ処理機器の購入設置者に対して補助を行っています。

■生ごみ処理機器購入費補助金交付状況 （単位：台）

| 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 肥化容器 | 15 | 11 | 1 | 8 | 10 | 8 | 11 |
| 電動処理機 | 3 | 2 | 3 | 4 | 8 | 1 | 2 |
| 計 | 18 | 13 | 4 | 12 | 18 | 9 | 13 |

資料：環境共生課

(ク) 食品ロス削減の推進（環境共生課）

平成27年度から、生ごみの減量化を図るため、市内の鮮魚会席組合加盟店、旅館組合加盟店と連携し「小千谷のごっつお」食べきり運動に取り組んでいます。

また、平成28年度からは「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に加入し、食品ロス削減の施策等を情報共有し、3Rの推進と食品ロスの削減に取り組んでいます。

■全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会 参加自治体数

| 平成28年度（設立時） | 令和4年度 |
|------------------|------------------|
| 44 都道府県、201 市区町村 | 47 都道府県、439 市区町村 |

(ケ) 不用品の回収と再利用の促進（環境共生課）【資料-2 基本方針 2(3)㍑参照】

リサイクルプラザで不用品の回収を行い、希望する市民に無料で提供しています。

■リサイクルプラザ利用件数の推移 （単位：件）

| 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 受入 | 138 | 157 | 224 | 191 | 205 | 229 | 245 |
| 引渡し | 126 | 151 | 210 | 180 | 192 | 221 | 234 |

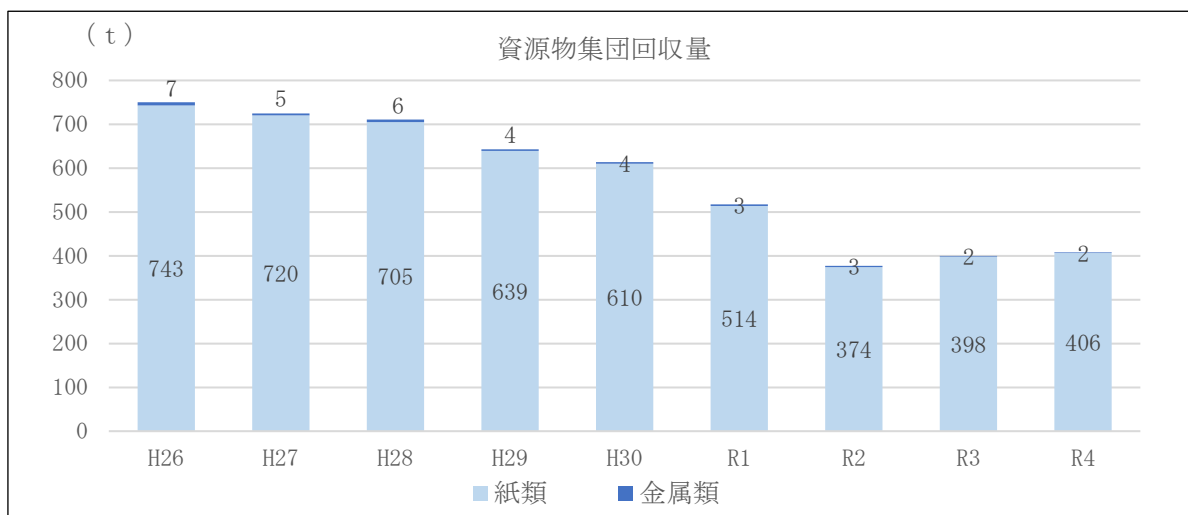
資料：環境共生課

図書館では、閲覧に供している雑誌や図書のうち、一定の保存年限の経過したものや不用になったものを対象に、リサイクル市を開催し、希望者に無料で提供しています。

(コ) 市民参加のリサイクル活動の促進（環境共生課）【資料-2 基本方針 2(3)㍒,㍓参照】

○資源物集団回収奨励金事業

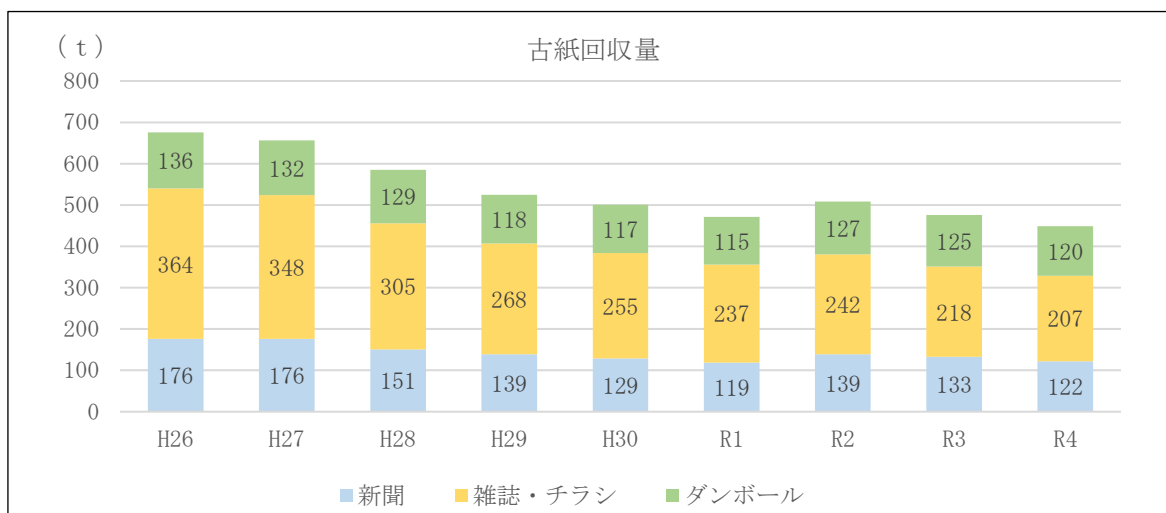
新聞紙、雑誌・チラシ、ダンボール、牛乳パック、スチール・アルミ缶の資源物の回収を行う団体の活動に奨励金を交付しています。主に町内会、PTA、子ども会が活動を行っています。



資料：環境共生課

○古紙回収

可燃ごみの減量と紙類の資源化を図るため、月1回、新聞紙、雑誌・チラシ、ダンボールのステーション回収を行っています。



資料：環境共生課

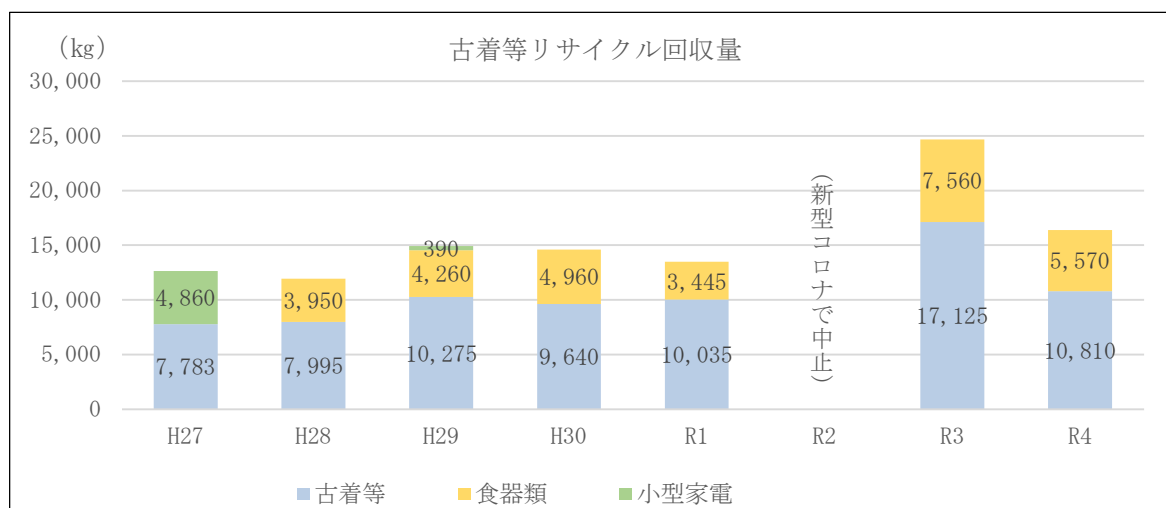
○古着等リサイクル回収

家庭で不用となった古着、靴・カバンや食器などの再利用できるものを春と秋の2回、市役所駐車場でイベント回収しています。回収した古着等は、東南アジアへ輸出され再利用されています。

➤ 令和4年度 16,380 kg



令和4年6月5日 古着等リサイクル回収



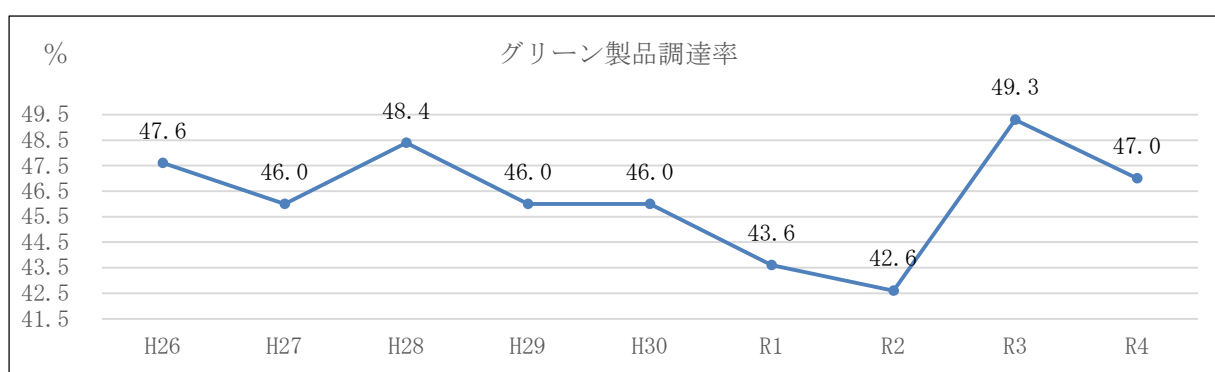
資料：環境共生課

(サ) 新たなリサイクル品目の回収（環境共生課）【資料-2 基本方針 2(3)を参照】

平成27年度から家庭で不用になった古着を、平成28年度からは古着のほか、食器類や靴・カバンのイベント回収に取り組んでいます。今後も、新たなリサイクル品目の回収について研究・検討します。

(シ) グリーン製品の購入の促進（企画政策課）【資料-2 基本方針 2(3)を参照】

市民や事業者のグリーン製品の購入に対する意識を啓発するとともに、市は率先して庁舎用として環境への負荷の少ない物品を優先的に調達しています。



資料：企画政策課

※調達率については、集計結果の精査を行い、遡って修正している場合があります。

(ス) 環境美化意識の向上（環境共生課）

町内から選出された衛生班長で組織する「小千谷市衛生班長連絡協議会」と連携し、「ごみゼロ運動」などの美化運動の実施により、市民の環境美化意識の向上に取り組んでいます。

【P22(オ)環境美化意識の高揚のための啓発 参照】

➤ 令和4年度 衛生班長 113名

(セ) 不法投棄防止の監視、パトロール体制の構築（環境共生課）【資料-2 基本方針 2(3)参照】

■ 県との廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査等の実施

市職員が県知事から産業廃棄物に係る立入検査権の併任辞令を受け、産業廃棄物の適正処理の指導を行っています。

- 令和4年度 立入検査及び指導はありませんでした。

■ 環境パトロール

パトロール員が不法投棄されやすい場所や、衛生班長等から連絡があった場所のパトロールを行っています。平成27年度からシルバー人材センターに委託し、2名体制で監視パトロールと不法投棄された廃棄物の撤去を行っています。

- 令和4年度 1回 6.5時間×35回実施（4月～11月） 撤去量：1,465 kg

■ 長岡・柏崎地区廃棄物不法処理防止連絡協議会

県や長岡・柏崎地域の関係市町、産廃協会などと協議会を設立し、不法投棄防止に向けて取り組んでいます。

- 令和4年度 連絡協議会 1回開催

(ソ) 産業廃棄物の処理に関する監視・指導（環境共生課）

小千谷市との公害防止協定を締結した産業廃棄物処理施設の焼却炉排ガスに係るダイオキシン類の測定検査を行っています。

- 令和4年度 1回実施 検査結果：異常なし

(タ) 不法投棄の早期発見・早期対応（環境共生課）

不法投棄の防止と早期発見の環境パトロールを行っています。

不法投棄が発生した場合、原因者負担を基本とした原状回復のため、町内会等と連携し調査・指導を行っています。

原因者が不明の場合は、町内会や小千谷市衛生班長連絡協議会と原状回復を図るとともに、不法投棄防止のための看板の設置を行っています。

- 令和4年度 町内会等との連携による原状回復 実施なし

第3節 地球環境保全を意識し、行動していく



1 地球環境問題への対応

(1) 現状と課題

○地球温暖化

私たちの生活や経済活動を支えるため大量のエネルギーが消費されています。特に主要なエネルギー源である化石燃料の燃焼による膨大な量の二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスの排出が地球温暖化の原因となっています。このまま排出量を抑制しなければ、地球温暖化が更に進行し、熱波や干ばつ、暴風雨といった異常気象、海面の上昇、生態系の変化など、自然環境や生活環境への深刻な影響が懸念されています。

温室効果ガス排出量の現状を踏まえ、地球温暖化防止対策を進め、低炭素社会の実現に向けたまちづくりを推進していくことが必要です。

○オゾン層の破壊

オゾン層は太陽からの有害な紫外線を吸収し、地球上の生命を守る役割を果たしており、これが破壊されると地上への有害紫外線の照射量が増加し、皮膚がんや白内障などの健康被害や生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されています。

オゾン層破壊の原因となっているフロン類は、冷蔵庫やエアコンなどの冷媒などに広く使用されてきました。これらの機器が破棄される際にフロンガスを大気中に発生させることなく、完全に回収し適正に処理することが必要です。

市では平成13年の家電リサイクル法施行後、主に除湿機からフロンの回収を行っています。

○酸性雨

水素イオン濃度 (pH) が 5.6 以下の雨を一般的に酸性雨と呼んでいます。新潟県の調査では、本県の雨も酸性を示していることが判明しており、国境を越えた広域的な環境問題であるため国や県と連携して対策をとることが必要です。

■pH 年間平均値 ※pH：0～6（酸性）<7（中性）<8～14（アルカリ性）

| 調査地点 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 長岡市 | 4.70 | 4.84 | 4.83 | 4.97 | 4.99 | 5.03 | 5.02 |
| 南魚沼市 | 4.78 | 4.82 | 4.93 | 5.08 | 欠測 | 5.13 | 5.12 |

資料：新潟県

(2) 施策の取組状況

(ア) 地球温暖化問題に関する情報提供（環境共生課）【資料-3 基本方針3(1)ウ参照】

- 令和4年度 広報4回掲載

(イ) 森林の維持管理や植樹活動の支援（農林課）

二酸化炭素の吸収源である森林の維持管理や植樹活動を支援しています。

(ウ) オゾン層保護及び酸性雨の防止の啓発（環境共生課）

➤ 令和4年度 未実施

(エ) フロンの適正処理の推進（環境共生課）

家庭で使用する除湿機、空気清浄機など、フロンを含む製品がごみとして出された場合、フロンを抜き取るなど適正に処理を行っています。

■フロンの処理状況

(単位：kg)

| 年 度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|------|
| 回収量 | 8.8 | 3.0 | 1.7 | 4.5 | 18.6 | 9.6 | 16.5 |

資料：環境共生課

(オ) 酸性雨の原因となる汚染物質の削減（環境共生課）

➤ 令和4年度 未実施

(カ) 公用車の低燃費車・低公害車への転換（総務課）【資料-3 基本方針3(1)エ参照】

公用車更新の際には、低燃費車・低公害車への切り替えを進めています。

- 令和4年度
 - ・電気自動車1台（ハイブリッド車からの切替更新）※
 - ・プラグインハイブリッド自動車1台
 - ・市役所車庫棟への充電設備1基整備 ※
 - ※クリーンエネルギー自動車導入促進補助金活用

【その他】

- ・クールビズの実施 期間：5～9月 庁舎内の温度が28℃になるよう温度設定
- ・ノーマイカーデー 実施の協力依頼を職員ナビ（職員用の情報ページ）で周知
- ・ライトダウン 毎月第3水曜日実施

2 省エネルギーの推進と再生可能エネルギー導入の推進

（1）現状と課題

○省エネルギー

- ・化石燃料を中心としたエネルギーの大量消費により、資源の枯渇とともに、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスを大量排出し、地球温暖化が深刻化しています。
- ・世界情勢を背景としたエネルギー価格の高騰を受け、電気・ガス料金等の価格上昇が続いており、市民及び事業所でも省エネルギーへの関心が高くなっています。
- ・本市は、令和3年11月に、2050年までに市内の温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指すことを宣言しました。今後は、各主体が省エネルギー機器などの導入をより一層進めるなど、エネルギーの効率的な利用を更に促進することが必要です。

○再生可能エネルギー

- ・太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しないことから、今後の普及拡大が期待されていますが、天候等による安定供給の難しさや導入コストが高いことなどが課題となっています。
- ・本市は、令和2年3月に策定した「小千谷市エネルギービジョン」において本市の再生可能エネルギーのポテンシャルを整理しており、太陽光発電、地中熱利用、雪氷熱利用の利用可能性が高いと考えられます。
- ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）の認定を受けている本市の再生可能エネルギー発電設備件数は、県内でも依然として少ない状況です。今後は、再生可能エネルギーの導入検討や可能性調査を進めるとともに、エネルギーに関する意識啓発に努めていく必要があります。

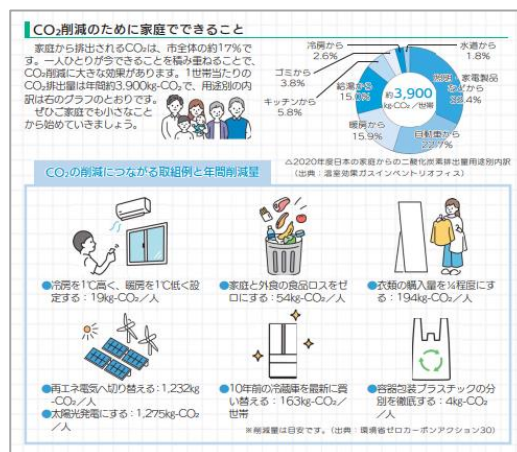
（2）施策の取組状況

（ア）節電や省エネルギーに関する情報提供（環境共生課）

【資料-3 基本方針3(1)ウ参照】

家庭や事業所での省エネルギー行動を推進するため、節電や省エネルギーに関する情報の提供を行っています。

広報おぢや（令和5年3月号）の特集記事の一部



（イ）市有施設での情報通信技術の活用・デジタル化による省エネ(企画政策課)【資料-3(2)ア〜キ参照】

AI-OCR（AI技術を活用した文字認識）やRPA（業務自動化ツール）を活用することで、業務の効率化を図り、職員の勤務時間の縮減に努めています。この取組により、市有施設での照明設備等の使用時間削減につなげ、エネルギー消費を抑えています。

(ウ) 市有施設への省エネルギー設備の導入の推進（建設課、環境共生課）【資料-3 基本方針 3(2)カ参照】

令和4年度は、総合体育館の武道場、弓道場、市民プールなどの照明をLEDに改修しました。LED化によって、約40～60%の消費電力量の削減が期待できます。

(エ) 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定（環境共生課）

令和4年度は、「小千谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定に取り組み、市域における温室効果ガス排出量の現状分析や温室効果ガス排出削減に向けた取組当について、有識者や市内団体代表者等で構成する小千谷市環境審議会で審議を行いました。

(オ) ノーマイカーデーやライトダウンの実施（総務課）【資料-3 基本方針 3(2)イ、ウ参照】

市役所におけるノーマイカーデー「地球とあなたの健康デー」の実施協力依頼を、職員ナビ（職員用の情報ページ）で周知しました。

また、毎月第3水曜日に市本庁舎でライトダウンを実施しました。今後も取組を継続しながら、家庭や企業での実施を推進します。

(カ) 環境に配慮した運転の啓発（防災安全課、環境共生課）【資料-3 基本方針 3(2)オ参照】

防犯灯のLED化やアイドリングストップなど、環境に配慮した運転の啓発に努めています。

(キ) 市有施設への再生可能エネルギー設備の導入の推進（環境共生課）【資料-3 基本方針 3(2)カ、キ参照】

片貝総合センターに太陽光発電設備を設置しています。また、市庁舎駐輪場や小千谷小学校、おちゃ〜る、小千谷インターチェンジ駐車場等には太陽光発電を利用する街灯を設置しています。

令和4年度は、「錦鯉の里」に地中熱を利用した館内の冷暖房システム、鑑賞池の昇温システムを導入しました。



錦鯉の里の地中熱ヒートポンプ



館内に設置された地中熱の利用状況モニター

(ク) 市民・事業者の再生可能エネルギー設備導入支援（環境共生課）

「小千谷市脱炭素設備設備導入促進補助金」により、住宅・事業所に再生可能エネルギー設備を設置する方に費用の一部を補助しました。令和4年度は10件の補助を行いました。

(ケ) 再生可能エネルギーに関連する地域経済循環の推進（環境共生課）

再生可能エネルギー熱利用設備の導入拡大に向け、新潟県による県内住宅関係事業者等を対象としたセミナーを本市で開催しました。



令和5年2月13日 再生可能エネルギー熱利用普及啓発セミナー
(会場：小千谷市産業会館サンプラザ、参加者：56名)

(コ) 環境問題・エネルギーに関する普及啓発・環境教育・学習機会の充実（環境共生課）

新潟県と連携し、「おぢや☆うき☆うき☆しゃっこいまつり（利雪・遊雪・克雪フェア）」において、県内大学生による啓発チーム「ゼロチャレ30土」によるブースを出店し、脱炭素や省エネに関する啓発活動を行いました。



令和4年8月20日 しゃっこいまつりでの啓発活動
(会場：旧小千谷総合病院跡地、ブース来場者：約500名)

第4節 環境保全のための取組を支える基盤を整えていく



1 環境情報の共有

（1）現状と課題

本市では広報誌やホームページなどを通じて環境に関する情報を提供しています。

今後の課題として、市民・事業者・市が環境情報などを交換するためのネットワークを築き、連携、協力して環境保全の取組を進めて、各主体が持っている環境情報をお互いに共有・活用していく必要があります。

（2）施策の取組状況

（ア）環境情報のわかりやすい提供（環境共生課）【資料-3 基本方針 4(1)7参照】

広報誌やホームページを用いて、ごみの分別・3R、食品ロスの削減、不法投棄防止、クマ目撃情報の提供などの環境情報を分かりやすく提供しています。

- 令和4年度 広報 27回掲載

（イ）環境保全活動の情報提供の推進（環境共生課）

- 令和4年度末 環境保全活動に取り組むNPO法人 2団体

2 環境教育・環境学習の推進

（1）現状と課題

市内の学校においては、小学校 1、2 年生が生活科の学習で、自然や動植物にふれ合う活動を通して身近な環境に親しむことの大切さを学んでいます。小学校 3 年生から中学校までの児童・生徒は、各教科や総合的な学習の時間の中で自然や地域と積極的に関わる体験を通じ、自然愛護の意識を高め、環境保全の重要性を学んでいます。

子どもの頃から環境教育を行うことは、情操を豊かにするだけでなく、環境保全や環境問題に関心をもつ人材を育成する面からも非常に大切です。

全市的に環境保全活動を広めていくためには、大人の環境意識の向上に向けた環境学習も重要です。環境教育・環境学習を進めるためには、専門的知識を持った人材が求められており、リーダーとなって実践できる人材を育成することが必要です。

地域と連携していくことで、持続可能社会を実現していくことが必要です。

（2）施策の取組状況

（ア）充実した環境教育の推進（教育・保育課、環境共生課）【資料-3 基本方針 4(2)ア, イ参照】

市内には、小学校 8 校、中学校 5 校、総合支援学校 1 校があります。各学校では、環境教育全体計画の作成、見直しを図り、充実した環境教育を推進しています。

環境教育全体計画に基づき、学校林の活動、時水清掃工場（サンクリーン時水）やクリーンスポット大原の廃棄物処理施設の見学などにより、ごみや環境について学習を行っており、3R を始めとして環境問題を考えるきっかけになっています。

また、SDG s の学習を通して、学校周辺や地域のごみ拾い、資源物集団回収などを、地域や保護者の協力を得ながら実施して、ものを大切にする心や環境の大切さを学んでいます。

▶ 令和 4 年度 環境学習等各校 1 回以上実施

環境保全活動（抜粋）

- ・小千谷小学校 浄水場見学 花壇の花苗植え 清掃工場見学 放射線学習 等
- ・東小千谷小学校 浄水場・時水清掃工場見学 野菜の栽培 稲作体験 資源回収 等
- ・吉谷小学校 資源回収 浄水場・ゴミ処理場見学 稲作体験 花壇の花苗植え 等
- ・千田小学子 浄水場・ゴミ処理場見学 資源回収 米沢川・茶郷川調査 野菜の栽培 等
- ・片貝小学校 川の生きもの調査 浄化センター・時水清掃工場見学 SDGs ポスター作製 等

■ 令和 4 年度 環境学習の様子



全校縦割班による和泉農園活動（和泉小）



浄水場見学（小千谷小）



牛の角付き会場清掃（東山小）



信濃川調査（南小）

(イ) 家庭や地域における環境教育・環境学習の推進（文化スポーツ課）

【資料-3 基本方針 4(2)ウ参照】

地域では、環境美化活動や資源物集団回収事業が行われています。
また、公民館事業で星空や昆虫の親子自然観察会などを実施しました。

■ 令和4年度 主な公民館事業や地域の取組

| 開催月 | 名称 | 会場 |
|-----|--------------|--------|
| 7月 | かわらの石からわかること | 上片貝地内 |
| 7月 | 標本の作り方 | 教育センター |
| 9月 | 星空観察会 | 教育センター |
| 9月 | ワシ・タカの渡り観察会 | おぢゃ〜る |
| 1月 | さいの神 | 市内各地 |

(ウ) 環境保全活動に必要な機材などの提供や人材の派遣（環境共生課）

【資料-3 基本方針 4(2)エ参照】

- 令和4年度 町内会や団体で行う地域の清掃活動にボランティア袋、側溝汚泥用土のう袋を支給し、無料で回収を行っています。

(エ) 身近な森林や水辺の保全（建設課、農林課）

環境教育の場として身近な森林や水辺の保全に努めています。

【P19(ア)市民が身近に自然とふれあえる場の整備、保全 参照】

(オ) 自然とふれあう自然観察会の実施（にぎわい交流課、文化スポーツ課）

市民団体等と協力し、自然とふれあう自然観察会などを開催しています。

【P56(イ)家庭や地域における環境教育・環境学習の推進 参照】

(カ) 人材の育成（文化スポーツ課、環境共生課）【資料-3 基本方針 4(2)エ参照】

地域や市民団体、学校等が行う環境保全活動や環境学習に対し、公民館事業の出前講座を実施する等、環境教育ができる人材の育成に努めています。

3 地域における環境活動とパートナーシップの推進

（1）現状と課題

本市においては、地域の環境活動の推進を図るため、各町内の衛生班長と連携し、昭和63年から「ごみゼロ運動」による地域の清掃活動などの地域の環境保全活動を行っています。

環境保全活動を行っている団体は、町内・PTA・事業所などがありますが、多様化する環境問題を解決していくためには、市民・事業者・市がパートナーシップを築き、協働で活動していくことが必要です。

（2）施策の取組状況

（ア）衛生班長連絡協議会の先進事例視察、環境保全の取組の研究（環境共生課）

先進地の取り組みやごみの処理工程を視察することによりごみの減量化やリサイクルへの意識を高め、地域活動への反映を図っています。

- ▶ 令和4年度 クリーンスポット大原減容化施設
富山県：富山環境整備株、クリーンピア射水

（イ）環境保全の講座を開催（環境共生課、文化スポーツ課）

| 開催月 | 名 称 | 会場 |
|-----|-----------|--------------|
| 10月 | 家庭ごみの出前講座 | 吉谷トレーニングセンター |
| 11月 | 家庭ごみの出前講座 | 山本振興会館 |

（ウ）地域団体の環境保全活動の支援（環境共生課）

市では、ごみゼロの日（一斉清掃行動日）だけでなく、町内、PTAなどが地域で取り組む環境美化活動にごみ袋や土のうなどの資材を無償で支給しています。

■令和4年度 環境美化活動団体数と資材支給数

| | 参加 団体数 | 参加 人数 (人) | 支給資材（枚） | | | |
|--------|-----------|-----------------|---------|-----|----------|-------|
| | | | 燃やす用 | | 埋立用 袋 | 土のう袋 |
| | | | 袋 | シール | | |
| ごみゼロの日 | 65 | 5,874 | 3,975 | 270 | 3,659 | 2,373 |
| 上記以外 | 76 | 3,382 | 5,891 | 40 | 4,952 | 4,046 |
| 合計 | 141 | 9,256 | 9,866 | 310 | 8,611 | 6,419 |

資料：環境共生課

（エ）事業所の環境保全の取組への支援（環境共生課）

複数の事業所が協力して実施した環境美化活動で発生したごみを無料で処理しています。

- ▶ 令和4年度 3件

（オ）「こどもエコクラブ」などの活動の支援（環境共生課）【資料-3 基本方針4(3)参照】

・「こどもエコクラブ」は、現在1団体が活動しています。

(カ) 市民と連携した環境保全活動の推進（環境共生課）【P27(オ)環境美化意識の高揚のための啓発】再掲

- 令和4年度 衛生班長と協力して、ごみゼロ運動など地域における環境保全活動や不法投棄禁止看板等の設置により不法投棄の未然防止に取り組んでいます。

(キ) 環境保全活動の情報提供（環境共生課）【資料-3 基本方針4(1)ア参照】

広報誌やホームページを用いて、ごみの分別・3R、食品ロスの削減、不法投棄防止、クマ目撃情報の提供などの環境情報を分かりやすく提供しています。

- 令和4年度 広報等による情報提供回数 27回

資 料 編

- 1 取組指標..... 資料-1
- 2 環境基準..... 資料-4
- 3 小千谷市環境基本条例..... 資料-7

1 取組指標

【達成状況】達成：○、【未達成のものはH26との比較】変化無し：－、向上：△、低下：▼

| 指標名 | 基本数値 (H26) | 昨年度値 (R3) | 現況値 (R4) | 達成 状況 | 目標値 (R7) | 担当課 |
|-----------------------------|----------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-------------|----------------|----------------------------|
| 基本方針1 豊かな自然を守り、育てていく | | | | | | |
| 施策の方向 (1) 森林の保全 | | | | | | |
| ア 森林面積 | 6,501ha | 6,498ha | 6,497ha | ▼ | 現状維持 | 農林課 |
| イ 特用林産物年間生産高 | 337.1t | 309.7t | 256.3t | ▼ | 340t | |
| ウ 天然林面積 | 3,870ha | 3,868ha | 3,862ha | ▼ | 現状維持 | |
| エ 森林整備意向調査実施面積 | － | 13.6ha | 13.6ha | － | 100ha | |
| オ 森林の保全運動参加者数 | 229人 | 295人 | 350人 | ○ | 300人 | |
| カ 森林に関する普及啓発回数 | 3回 | 1回 | 1回 | ▼ | 4回 | |
| キ 国土調査進捗率 | 24.8% | 26.7% | 26.8% | △ | 27.0% | |
| 施策の方向 (2) 農地の保全・活用 | | | | | | |
| ア 耕作放棄地（荒廃農地A分類） | 39.1ha | 11.9ha | 3.6ha | △ | 現状維持 | 農林課 |
| イ 経営耕地面積 | 2,809ha | 2,533ha | 2,533ha | ▼ | 現状維持 | |
| ウ 減農薬・減化学肥料栽培面積 水田 | 1,518ha | 1,647ha | 1,518ha | － | 1,800ha | |
| 畑 | 12.3ha | 0.7ha | 7ha | ▼ | 13ha | |
| エ 水田の区画整理（30a以上）整備率 | 58.5% | 60.9% | 60.9% | △ | 64.0% | |
| オ 新規就農者数（10年間の累計） | － | 36人 | 41人 | △ | 57人 | |
| カ 認定農業者数 | 257人 | 297人 | 299人 | △ | 340人 | |
| キ 市民農園数・区画数 | 1か所 84区画 | 1か所 84区画 | 1か所 84区画 | ○ | 1か所 84区画 | にぎわい交流課 |
| ク 市民農園利用者数・利用区画数 | 41区画 1,569人 | 42区画 1,117人 | 41区画 1,044人 | ▼ | 50区画 1,500人 | |
| ケ 農村交流公園か所数・滞在型市民農園区画数 | 1か所 30区画 | 1か所 30区画 | 1か所 30区画 | ○ | 1か所 30区画 | |
| コ 滞在型農園利用者数・利用区画数 | 30区画 5,925人 | 30区画 6,532人 | 30区画 6,399人 | △ | 30区画 6,500人 | |
| サ 農地に関する普及啓発回数 | 2回 | 1回 | 2回 | ○ | 2回 | |
| シ 農地に関する普及啓発回数 | 2回 | 1回 | 2回 | ○ | 2回 | |
| ス 農地に関する普及啓発回数 | 2回 | 1回 | 2回 | ○ | 2回 | |
| 施策の方向 (3) 水辺環境の保全 | | | | | | |
| ア 多自然型水路の整備延長 | 2,509m | 2,835m | 2,835m | △ | 2,900m | 建設課 |
| イ 信濃川クリーン作戦の実施回数 | 1回 | 0回 | 0回 | ▼ | 1回 | |
| 施策の方向 (4) 水資源の保全 | | | | | | |
| ア 水資源の有効利用に関する情報提供回数 | 2回 | 2回 | 2回 | ○ | 2回 | ガス水道局 |
| イ 水道有収率 | 86.9% | 89.7% | 90.1% | ○ | 88.9% | |
| ウ 油流出事故防止の啓発回数 | 2回 | 1回 | 1回 | | 4回 | 環境共生課 |
| 施策の方向 (5) 生態系の保全 | | | | | | |
| ア 生物調査回数 | － | 2回 | 2回 | | 2回 | にぎわい交流課 環境共生課 |
| イ 外来種による生態系混乱防止啓発回数 | － | 0回 | | | 2回 | 環境共生課 |
| ウ 小千谷猟友会会員数 | 18人 | 18人 | 19人 | ○ | 18人 | 環境共生課 農林課 |
| 施策の方向 (6) 自然とのふれあいの推進 | | | | | | |
| ア 自然とふれあう場の整備か所数 | 9か所 | 1か所 1か所 7か所 | 1か所 1か所 7か所 | － | 10か所 | 建設課 農林課 にぎわい交流課 |
| イ 自然観察会等自然とふれあう活動の実施回数・参加者数 | 8回 151人 | 13回 249人 1回 17人 0回 0人 | 13回 362人 4回 43人 0回 0人 | ○ ▼ － | 10回 200人 | 教育・保育課 文化スポーツ課 環境共生課 |
| ウ 遊歩道等の整備か所数 | 11か所 | 4か所 7か所 | 4か所 7か所 | － | 12か所 | 建設課 にぎわい交流課 |

【達成状況】達成：○、【未達成のものはH26との比較】変化無し：－、向上：△、低下：▼

| 指標名 | 基本数値 (H26) | 昨年度値 (R3) | 現況値 (R4) | 達成 状況 | 目標値 (R7) | 担当課 | |
|--------------------------------------|----------------|----------------|--------------|----------|--------------|------------------|----------------|
| 基本方針2 快適な生活環境を維持し、循環型社会を目指していく | | | | | | | |
| 施策の方向 (1) 暮らしやすく個性あるまちづくりの推進 | | | | | | | |
| ア 指定文化財件数(国・県・市) うち、天然記念物 | 47件 6件 | 48件 6件 | 48件 6件 | △ － | 50件 7件 | にぎわい交流課 | |
| イ 登録有形文化財数(建造物) | — | 9件 | 11件 | ○ | 7件 | | |
| ウ 郷土芸能の支援に関する補助団体数 | 1団体 | 2団体 | 1団体 | － | 2団体 | | |
| エ 観光客数 | 1,039,684人 | 480,583人 | 796,761 | ▼ | 1,100,000人 | にぎわい交流課 | |
| オ 「ごみゼロ運動」参加人数 | 10,571人 | 12,082人 | 9,256 | ▼ | 12,000人 | 環境共生課 | |
| カ 都市公園数 | 14か所 | 15か所 | 15か所 | ○ | 15か所 | 建設課 | |
| キ 農村公園数 | 3か所 | 4か所 | 4か所 | ○ | 3か所 | 農林課 | |
| ク 児童遊園数(市管理施設) | 2か所 | 2か所 | 2か所 | ○ | 2か所 | 教育・保育課 | |
| ケ 一人当たり都市公園整備面積 | 16.2㎡/人 | 17.1㎡/人 | 17.4㎡/人 | △ | 18.3㎡/人 | 建設課 | |
| コ 街路樹設置総延長 | 2,439m | 2,439m | 2,439m | － | 現状維持 | | |
| サ 消雪パイプ布設替え延長 | — | 16.0km | 16.6km | △ | 19.0km | | |
| シ 克雪住宅補助件数(累計) | 2,592件 | 2,821件 | 2,844件 | △ | 3,200件 | | |
| ス 雪を活用したイベントの開催回数 | 10回 | 0回 | 1回 | ▼ | 12回 | 建設課 | |
| | | 1回 | 1回 | | | にぎわい交流課 | |
| | | 0回 | 0回 | | | 文化スポーツ課 | |
| 施策の方向 (2) 公害のないまちづくりの推進 | | | | | | | |
| ア 信濃川における水質(BOD)の環境基準達成率 | 100% | 100% | 100% | ○ | 100% | 環境共生課 | |
| イ 市内主要7河川の信濃川環境基準(A類型:BOD2.0mg/L)達成率 | 85.7% | 71.4% | 85.7% | － | 100% | | |
| ウ 騒音に関する環境基準達成率 | 77.8% | 91.7% | 100.0% | △ | 100% | | |
| エ 生活排水処理率 | 92.3% | 95.3% | 95.6% | ○ | 95% | ガス水道局 (環境共生課) | |
| オ 河川農薬調査検出結果 | 0/7 | 0/7 | 0/7 | ○ | 0/7 | 環境共生課 | |
| カ 典型7公害に関する苦情件数 | 16件 | 11件 | 19件 | ▼ | 10件 | | |
| キ 広報紙等による環境に関する情報提供の回数 | 7回 | 15回 | 14回 | ○ | 10回 | にぎわい交流課 | |
| ク 生活交通(バス・乗合タクシー)運行路線数 | 13路線 | 12路線 | 12路線 | ○ | 12路線 | | |
| ケ 公共下水道水洗化率 | 92.1% | 95.6% | 95.9% | ○ | 95.0% | ガス水道局 | |
| コ 農業集落排水水洗化率 | 96.9% | 97.5% | 97.5% | ○ | 97.5% | 環境共生課 | |
| サ 合併処理浄化槽設置数(累計) | 328基 | 311基 | 312基 | ▼ | 368基 | | |
| シ 放射線に関する普及啓発回数 | 10回 | 5回 | 1回 | ▼ | 10回 | 防災安全課 | |
| ス 水道水等の放射能調査回数 | 月1回 | 12回 | 12回 | ○ | 月1回 | ガス水道局 | |
| セ 廃棄物処理施設の放射線測定回数 | 月1回 | 月1回 | — | ▼ | 月1回 | 環境共生課 | |
| 施策の方向 (3) 廃棄物の適正処理と資源の循環利用の推進 | | | | | | | |
| ア ごみ減量やごみ処理に関する情報提供回数 | 9回 | 9回 | 11回 | ○ | 10回 | 環境共生課 | |
| イ ごみ減量に関する講座や処理場見学会等 実施回数・参加人数 | 19回 561人 | 18回 515人 | 15回 404人 | ▼ | 20回 600人 | | |
| ウ 一人1日当たりのごみ排出量 | 1,048 g | 1,109g | 1,140g | ▼ | 900 g | | |
| | 内訳 家庭系 事業系 | 651 g 397 g | 664g 443g | | 664g 476g | | 560 g 340 g |
| エ リサイクルプラザ不用品再使用率 | 93.5% | 96.5% | 95.5% | △ | 100.0% | | |
| オ 資源物集団回収年間回収量 | 749t | 400t | 408t | ▼ | 900t | | |
| カ 古紙年間回収量 | 676t | 476t | 449t | ▼ | 800 t | | |
| キ 古着など年間回収量 | — | 15.3t | 16.4 | ○ | 5.2t | | |
| ク 生ごみ処理機器購入補助数 (年間) | 堆肥化容器 電動処理機 | 14台 3台 | 8台 1台 | ▼ | 50台 30台 | | |
| | グリーン製品調達率 | 47.6% | 49.3% | | 47.0% | | 85% |
| コ ごみリサイクル率 | 20.8% | 17.1% | 16.5% | ▼ | 23% | | 環境共生課 |
| サ 環境パトロール実施回数 | 31回 | 35回 | 35回 | △ | 40回 | | |

【達成状況】達成：○、【未達成のものはH26との比較】変化無し：－、向上：△、低下：▼

| 指標名 | 基本数値 (H26) | 昨年度値 (R3) | 現況値 (R4) | 達成 状況 | 目標値 (R7) | 担当課 | |
|------------------------------------|-------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|------------------------|-----|
| 基本方針3 地球環境保全を意識し、行動していく | | | | | | | |
| 施策の方向 (1) 地球環境問題への対応 | | | | | | | |
| ア 市内一世帯当たりの年間電気使用量 | 6,784kWh | データなし | データなし | | 6,448kWh (H26年度値5%減) | 環境共生課 | |
| イ 市内一件当たりの年間都市ガス使用量(家庭用) | 604m ³ | 562m ³ | 521 | ○ | 543m ³ (H26年度値10%減) | ガス水道局 | |
| ウ 地球環境・エネルギーの有効利用に関する情報提供回数 | 3回 | 9回 | 8回 | ○ | 5回 | 環境共生課 | |
| エ 公用車への低公害車・低燃費車導入台数 | 17台 | 25台 | 26台 | △ | 28台 | 総務課 | |
| 施策の方向 (2) 省エネルギーの推進と再生可能エネルギー導入の推進 | | | | | | | |
| ア 市庁舎のエネルギー消費量 | 電気 | 367,745kWh | 364,084kWh | 402,106kWh | ▼ | 356,712kWh | 総務課 |
| | ガス | 36,723m ³ | 44,801m ³ | 47,849m ³ | ▼ | 46,511m ³ | |
| | ガソリン | 22,327ℓ | 17,925ℓ | 21,386ℓ | △ | 16,897ℓ | |
| | 軽油 | 15,518ℓ | 10,452ℓ | 11,485ℓ | △ | 9,460ℓ (H26年度値各3%減) | |
| イ ノーマイカーデーの実施日数 | 16日 | 16日 | 随時 | － | 16日 | | |
| ウ ライトダウン実施回数 | － | 12回 | 12回 | ○ | 12回 | | |
| エ 道路照明LED化件数 | － | 50基 | 59基 | △ | 40基 | 建設課 | |
| オ 防犯灯LED化補助件数(累計) | 127基 | 1,717基 | 1,937基 | △ | 2,000基 | 防災安全課 | |
| カ 市有施設への省エネ設備(LED照明)導入施設数(累計) | 2施設 | 9施設 | 10施設 | △ | 11施設 | 建設課 | |
| キ 市有施設への再生可能エネルギー導入件数 | 1施設 | 1施設 | 2施設 | △ | 3施設 | | |
| ク 省エネルギーに関する情報提供回数 | 1回 | 2回 | 2回 | △ | 3回 | 環境共生課 | |
| ケ 再生可能エネルギーに関する情報提供回数 | － | 4回 | 2回 | ○ | 2回 | | |
| 基本方針4 環境保全のための取組を支える基盤を整えていく | | | | | | | |
| 施策の方向 (1) 環境情報の共有 | | | | | | | |
| ア 広報紙等による環境・ごみに関する情報提供回数 | 13回 | 32回 | 27回 | ○ | 15回 | 環境共生課 | |
| 施策の方向 (2) 環境教育・環境学習の推進 | | | | | | | |
| ア 市立学校における環境教育の全体計画作成率 | 100% | 100% | 100% | ○ | 100% | 教育・保育課 | |
| イ 市立学校における環境学習等実施回数 | 各校1回以上 | 各校1回以上 | 各校1回以上 | ○ | 各校1回以上 | 教育・保育課 | |
| | | 各校1回以上 | 8校1回以上 (全14校中) | ▼ | 各校1回以上 | 環境共生課 | |
| ウ 環境に関するイベントの開催回数 | 1回 | 2回 | 2回 | △ | 3回 | 環境共生課 | |
| エ 環境カウンセラー登録者数 | － | 0人 | 0人 | － | 2人 | | |
| 施策の方向 (3) 地域における環境活動とパートナーシップの推進 | | | | | | | |
| ア 環境保全に関する市民・事業者・市の協働の取組件数 | 2件 | 2件 | 2件 | － | 3件 | 環境共生課 | |
| イ こどもエコクラブ数 | 1団体 | 1団体 | 1団体 | － | 3団体 | | |

2 環境基準

■大気汚染

| 汚染物質 | 環境基準 |
|-------------------|--|
| 二酸化硫黄 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下 |
| 一酸化炭素 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下 |
| 浮遊粒子状物質 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下 |
| 二酸化窒素 | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下 |
| 光化学オキシダント | 1時間値が0.06ppm以下 |
| PM _{2.5} | 1年平均値が15 μ g/m ³ 以下、かつ、1日平均値が35 μ g/m ³ 以下 |
| ベンゼン | 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下 |
| トリクロロエチレン | 1年平均値が0.13mg/m ³ 以下 |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下 |
| ジクロロメタン | 1年平均値が0.15mg/m ³ 以下 |

■公共用水域の水質汚染に係る環境基準

【生活環境の保全に関する環境基準：河川】

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|-------------------------------|----------------|--------------|--------------------------|---------------|-----------------------|
| | | pH | BOD | SS | DO | 大腸菌数 |
| AA | 水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1mg/L以下 | 25mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 20CFU/100ml 以下 |
| A | 水道2級、水産1級、水浴及び B以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 2mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 300CFU/ 100ml 以下 |
| B | 水道3級、水産2級及びC以下 の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | 1,000CFU/ 100ml 以下 |
| C | 水産3級、工業用水1級及びD 以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5mg/L 以上 | 50mg/L 以上 | 5mg/L 以上 | — |
| D | 工業用水2級、農業用水及びE の欄に掲げるもの | 6.0以上 8.5以下 | 8mg/L 以上 | 100mg/L 以上 | 2mg/L 以上 | — |
| E | 工業用水3級、環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 10mg/L 以上 | ごみ等の浮遊 が認められな いこと。 | 2mg/L 以上 | — |

備考1：pH⇒水素イオン濃度、BOD⇒生物化学的酸素要求量、SS⇒浮遊物質、DO⇒溶存酸素量

備考2：基準値は、日間平均値とする。

備考3：農業用利水点については、pH 6.0以上 7.5以下、DO 5mg/L以上とする。

備考4：大腸菌群数は、AAが50CFU/100ml以下、Aが1,000CFU/100ml以下、
Bが5,000CFU/100ml以下

(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

■人の健康の保護に関する環境基準

| 項目 | 基準値 | 項目 | 基準値 |
|---------------|--------------|------------------|-------------|
| カドミウム | 0.003mg/L以下 | 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1 mg/L以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.006mg/L以下 |
| 鉛 | 0.01mg/L以下 | ト | 0.01mg/L以下 |
| 六価クロム | 0.02mg/L以下 | テ | 0.01mg/L以下 |
| ヒ素 | 0.01mg/L以下 | 1, 3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L以下 | チウラム | 0.006mg/L以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | シマジン | 0.003mg/L以下 |
| PCB | 検出されないこと。 | チオベンカルブ | 0.02mg/L以下 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | ベンゼン | 0.01mg/L以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | セ | 0.01mg/L以下 |
| 1, 2-ジクロロエタン | 0.004mg/L以下 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L以下 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L以下 | ふつ素 | 0.8mg/L以下 |
| 1, 2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | ほう素 | 1 mg/L以下 |
| 1, 4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 | | |

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。「地下水の水質汚染に係る環境基準」において同じ。
 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045を乗じたものの和とする。

■地下水の水質汚染に係る環境基準

| 項目 | 基準値 | 項目 | 基準値 |
|---------------|--------------|------------------|-------------|
| カドミウム | 0.003mg/L以下 | 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1 mg/L以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.006mg/L以下 |
| 鉛 | 0.01mg/L以下 | トリクロロエチレン | 0.01mg/L以下 |
| 六価クロム | 0.02mg/L以下 | トリクロロエチレン | 0.01mg/L以下 |
| ヒ素 | 0.01mg/L以下 | テ | 0.01mg/L以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L以下 | 1 | 0.002mg/L以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | チウラム | 0.006mg/L以下 |
| PCB | 検出されないこと。 | シマジン | 0.003mg/L以下 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | チオベンカルブ | 0.02mg/L以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | ベンゼン | 0.01mg/L以下 |
| 1, 2-ジクロロエタン | 0.004mg/L以下 | セレン | 0.01mg/L以下 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L以下 | 硝 | 10mg/L以下 |
| 1, 2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | ふつ素 | 0.8mg/L以下 |
| 塩化ビニルモノマー | 0.002mg/L以下 | ほう素 | 1 mg/L以下 |
| 1, 4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 | | |

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

■騒音に係る環境基準

| 地域の類型 | 基準値 | | 備考 |
|-------|----------|----------|---|
| | 昼間 | 夜間 | |
| AA | 50デシベル以下 | 40デシベル以下 | 時間の区分は、昼間を午前6時～午後10時までの間とし、夜間を午後10時～翌日の午前6時までの間とする。 |
| A及びB | 55デシベル以下 | 45デシベル以下 | |
| C | 60デシベル以下 | 50デシベル以下 | |

(注) 1 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする

【道路に面する地域】

| 地域の区分 | 基準値 | |
|--|----------|----------|
| | 昼間 | 夜間 |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60デシベル以下 | 55デシベル以下 |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65デシベル以下 | 60デシベル以下 |

【幹線交通を担う道路に近接する空間】

| 基準値 | |
|--|---------------|
| 昼間 : 70デシベル以下 | 夜間 : 65デシベル以下 |
| 備考1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。 | |
| 2 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（4車線以上の車線を有する区間に限る）並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって、都市計画法施行規則第7条第1項に規定する自動車専用道路をいう。 | |

■自動車騒音に係る要請限度（要請限度）

| 区域の区分 | 時間の区分 | |
|--|--------|--------|
| | 昼間 | 夜間 |
| a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する地域 | 65デシベル | 55デシベル |
| a区域及びb区域のうち2車線を有する道路に面する地域 | 70デシベル | 65デシベル |
| b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75デシベル | 70デシベル |
| 幹線交通を担う道路に近接する区域 | 75デシベル | 70デシベル |
| 備考1 a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。 a区域 専ら住居の用に供される区域 b区域 主として住居の用に供される区域 c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域 | | |
| 2 時間の区分は、昼間を午前6時～午後10時までの間とし、夜間を午後10時～翌日の午前6時までの間とする。 | | |

■ダイオキシン類

| 項目 | 環境基準 | 備考 |
|------|-----------------------------|--|
| 大気 | 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 | 年間平均値 |
| 水質 | 1pg-TEQ/l以下 | 年間平均値 |
| 水底低質 | 150pg-TEQ/g以下 | 年間平均値 |
| 土壌 | 1000pg-TEQ/g以下 | 環境基準が達成されている場合であっても、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合などは、必要な調査を実施 |

3 小千谷市環境基本条例

平成15年3月17日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、恵み豊かな環境がすべての市民の安全かつ健康で文化的な生活を営むうえで、欠くことのできないものであることから、これを将来にわたって維持し、及び向上するように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全は、自然と人間との共生の下で、環境への負荷の少なく持続的な発展が可能な都市の実現を目的として、エネルギーの有効的な利用及び資源の循環的な利用を推進するため市、事業者及び市民はそれぞれの役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するための措置を講じるよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減及び環境に配慮した原材料等を利用するように努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(年次報告)

第7条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関する施策について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(施策の基本方針)

第8条 市は、次の各号に掲げる事項を基本として、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び健全で恵み豊かな自然環境の保全を図ること。
- (2) 人の健康又は生活環境に係る環境保全上の支障を防止することによって、公害の発生の抑制を図ること。
- (3) 当市の多様な自然と人とが共生できる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成及び保全を図り、個性豊かで文化の薫る快適な環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的かつ効率的な利用、エネルギーの有効利用を促進し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を図ること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるよう努めるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ小千谷市環境審議会の意見を聴くものとする。

5 市長は、環境基本計画を定めた場合は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに環境の保全について配慮しなければならない。

(推進体制の確立)

第11条 市は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を確立するものとする。

(環境審議会)

第12条 当市の環境の保全に関する事項について、調査審議するため環境基本法

(平成5年法律第91号)第44条の規定により、小千谷市環境審議会（以下「審議会」という。）を

置く。

- 2 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 一般廃棄物処理基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (3) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する事項で基本的又は重要なこと。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
(小千谷市公害防止条例の一部改正)
- 2 小千谷市公害防止条例(昭和60年小千谷市条例第86号)の一部を次のように改正する。

第1条中「健康と生活環境」の次に「(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)」を加える。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、小千谷市環境基本条例(平成15年小千谷市条例第13号)

第2条第3号に規定する公害をいう。

第12条及び13条を削り、第14条を第12条とする。

小千谷市の環境

-令和4年度の現状-

令和6年2月

編集 小千谷市環境共生課

〒947-8501 小千谷市城内2丁目7番5号

TEL 0258-83-3566

FAX 0258-82-8664

E-mail kankyo@city.ojiya.niigata.jp
